

第3期データヘルス計画  
(令和6年度 - 令和11年度)

令和6年3月

(令和7年3月更新)

地方職員共済組合 沖縄県支部

## 目次

第1章 背景及び趣旨 .....	4
1.1 データヘルス計画 .....	4
1.2 特定健康診査等実施計画 .....	4
第2章 支部の概況 .....	5
2.1 組合員・被扶養者数（人） .....	5
2.2 平均年齢（歳） .....	6
2.3 推進体制（人） .....	6
第3章 保健事業の実施状況 .....	7
3.1 特定健康診査・特定保健指導 .....	7
3.2 ジェネリック利用率 .....	8
3.3 保健事業の評価 .....	9
第4章 データ分析 .....	10
4.1 組合員・被扶養者 .....	10
4.2 総医療費、一人当たり医療費 .....	11
4.3 疾病別医療費 .....	13
4.4 生活習慣病や悪性新生物等の受診者1人当たり医療費 .....	15
4.5 特定健診・特定保健指導 .....	20
4.6 生活習慣（喫煙率） .....	22
第5章 健康課題と基本・重点保健事業 .....	24
第6章 個別保健事業実施計画 .....	26
第1 特定健康診査（重点★） <b>【第4期特定健康診査等実施計画書】</b> .....	26
第2 特定保健指導（重点★） <b>【第4期特定健康診査等実施計画書】</b> .....	30
第3 人間ドック .....	33
第4 糖尿病性腎症重症化予防（重点★） .....	37
第5 医療機関受診勧奨（重点★） .....	41
第6 身体活動・運動に関する事業 .....	45
第7 食行動・栄養に関する事業 .....	50
第8 受動喫煙防止・喫煙対策 .....	53
第9 飲酒に関する事業 .....	58
第10 がん検診 .....	61
第11 歯科保健事業 .....	68
第12 こころの健康づくり .....	71
第13 予防接種 .....	76
第14 後発（ジェネリック）医薬品普及促進 .....	78
第15 適正受診・服薬推進 .....	80
第16 予防・健康づくりのインセンティブ（重点★） .....	82
第17 事業主との連携・コラボヘルス（重点★） .....	85
第18 支部独自事業（がん等検診事業における脳検診） .....	87

第7章 公表・周知・協働.....	89
7.1 本計画の期間及び公表・周知.....	89
7.2 組織体制及び関係機関との協働.....	89
第8章 個人情報の保護.....	90
8.1 個人情報の保護.....	90
8.2 データの保管年限.....	90
8.3 データの取扱い.....	90
参考1.後期高齢者支援金減算評価指標.....	91
参考2.基本・重点保健事業の評価指標（アウトカム・アウトプット候補）.....	94

注 本データヘルス計画書において、厚生労働省等資料を典拠としたものは和暦、当組合が独自で作成したもの（データ等）は西暦で表示している。

## 第1章 背景及び趣旨

### 1.1 データヘルス計画

#### (1) 日本再興戦略

政府は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「国民の健康寿命の延伸」を掲げ、その実現のために、全ての医療保険者は「データ分析に基づく健康の保持増進のための事業計画＝データヘルス計画」の作成等に取り組むことが求められている。

データヘルス計画は医療保険者が実施主体となり、平成27年度から平成29年度まで（3年間）第1期データヘルス計画を実施し、平成30年度から令和5年度まで（6年間）第2期データヘルス計画を実施している。（本計画を策定している令和5年度は第2期データヘルス計画の最終年度）

令和6年度から令和11年度まで（6年間）が第3期データヘルス計画期間であり、本計画において保健事業の実施計画を定め、実施するものとする。

#### (2) 地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針

「地方公務員等共済組合法第112条第6項に基づく地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針」により、当組合においてもデータヘルス計画の作成等に取り組むことが求められている。

### 1.2 特定健康診査等実施計画

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「高確法」という。）第20条及び第24条に基づき、平成20年度から、組合員及び被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を実施している。

本計画のうち、特定健康診査等実施計画に該当する部分は、高確法第19条の規定に基づき、6年ごとに、令和6年度から令和11年度の6年間の第4期特定健康診査等実施計画として、当組合における特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項等について定めるものである。

なお、「第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画書（第4期特定健康診査等実施計画書）」は、本計画の個別保健事業実施計画 第1、第2に包含する。

## 第2章 支部の概況

### 2.1 組合員・被扶養者数（人）

図表 2-1 組合員・被扶養者数 2023年4月1日時点

年齢	組合員		被扶養者	
	男性	女性	男性	女性
0-4 歳	0	0	756	737
5-9 歳	0	0	851	774
10-14 歳	0	0	897	872
15-19 歳	6	4	790	781
20-24 歳	259	426	390	344
25-29 歳	591	651	59	79
30-34 歳	638	674	20	117
35-39 歳	624	721	13	166
40-44 歳	552	763	18	198
45-49 歳	747	819	27	263
50-54 歳	635	724	24	196
55-59 歳	409	472	21	193
60-64 歳	345	263	50	151
65-69 歳	119	89	28	101
70-74 歳	41	13	29	78
75 歳以上	1	1	0	0
計	4,967	5,620	3,973	5,050
	10,587		9,023	
	19,610			

## 2.2 平均年齢（歳）

図表 2-2 平均年齢 2023 年 4 月 1 日時点

	組合員		被扶養者	
	男性	女性	男性	女性
支部	42.78	41.58	13.62	22.49
	42.14		18.58	
組合 全体	45.63	41.75	13.48	28.89
	43.87		22.91	

## 2.3 推進体制（人）

図表 2-3 推進体制 2023 年 4 月時点

所属	職種	常勤／ 非常勤	配置されて いる者	うち本計画に携 わる者
共済組合	医師	常勤		
		非常勤		
	保健師等	常勤	2	2
		非常勤		
	事務職	保健事業	1	1
		健診等		
事業主	医師	常勤		
		非常勤		
	保健師等	常勤		
		非常勤		

## 第3章 保健事業の実施状況

### 3.1 特定健康診査・特定保健指導（国への報告値）

#### (1) 特定健康診査

図表 3-1-1 特定健康診査の実施状況

年度	対象者数（人）			受診者数（人）			受診率（%）		
	計	組合員	被扶養者	計	組合員	被扶養者	計	組合員	被扶養者
2022	5,794	4,651	1,143	5,289	4,604	685	91.3	99.0	59.9
2021	5,700	4,542	1,158	5,057	4,390	667	88.7	96.7	57.6
2020	5,633	4,454	1,179	4,839	4,153	686	85.9	93.2	58.2
2019	5,248	4,046	1,202	4,622	3,891	731	88.1	96.2	60.8
2018	5,226	3,991	1,235	4,631	3,880	751	88.6	97.2	60.8

#### (2) 特定保健指導（動機付け支援と積極的支援の合計）

図表 3-1-2 特定保健指導の実施状況

年度	対象者数（人）			終了者数（人）			実施率（%）		
	計	組合員	被扶養者	計	組合員	被扶養者	計	組合員	被扶養者
2022	969	894	75	581	562	19	60.0	62.9	25.3
2021	960	884	76	578	558	20	60.2	63.1	26.3
2020	1,015	927	88	510	482	28	50.2	52.0	31.8
2019	892	798	94	416	384	32	46.6	48.1	34.0
2018	917	821	96	372	340	32	40.6	41.4	33.3

### 3.2 ジェネリック利用率 (委託事業者からの報告値)

図表 3-2 ジェネリック利用率

(利用促進通知変更率 (年度累計) 及び新数量ベースの利用率 (各年度 12 月診療))

年度	通知送付者変更率 (%)	新数量ベース利用率 (%)
2022 (2022/12)	83.5	89.1
2021 (2021/12)	83.0	88.8
2020 (2020/12)	81.3	88.9
2019 (2019/12)	79.0	87.7
2018 (2018/12)	77.4	79.0

### 3.3 保健事業の評価

図表 3-3 保健事業の評価  
(2023年10月27日健康保持増進等対策研究会支部アンケート)

	保健事業	重要度	実施状況
第1	特定健康診査	とても重要	ある程度十分に実施できている
第2	特定保健指導	とても重要	十分に実施できている
第3	人間ドック	とても重要	十分に実施できている
第4	糖尿病性腎症重症化予防	とても重要	あまり実施できていない
第5	医療機関受診勧奨	まあ重要	あまり実施できていない
第6	身体活動・運動に関する事業	まあ重要	十分に実施できている
第7	食行動・栄養に関する事業	まあ重要	あまり実施できていない
第8	受動喫煙防止・喫煙対策	まあ重要	ある程度十分に実施できている
第9	飲酒に関する事業	まあ重要	あまり実施できていない
第10	がん検診	とても重要	あまり実施できている
第11	歯科保健事業	まあ重要	あまり実施できていない
第12	こころの健康づくり	とても重要	ある程度十分に実施できている
第13	予防接種	まあ重要	全く実施できていない
第14	後発（ジェネリック）医薬品普及促進	まあ重要	あまり実施できていない
第15	適正受診・服薬推進	まあ重要	全く実施できていない
第16	予防・健康づくりのインセンティブ	まあ重要	ある程度十分に実施できている
第17	事業主との連携・コラボヘルス	とても重要	ある程度十分に実施できている

※ 第3期データヘルス計画で当組合が定める基本17保健事業についての評価

凡例	
<p>重要度（4段階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とても重要</li> <li>・まあ重要</li> <li>・あまり重要でない</li> <li>・全く重要でない</li> </ul>	<p>実施状況（4段階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分に実施できている</li> <li>・ある程度十分に実施できている</li> <li>・あまり実施できていない</li> <li>・全く実施できていない</li> </ul>

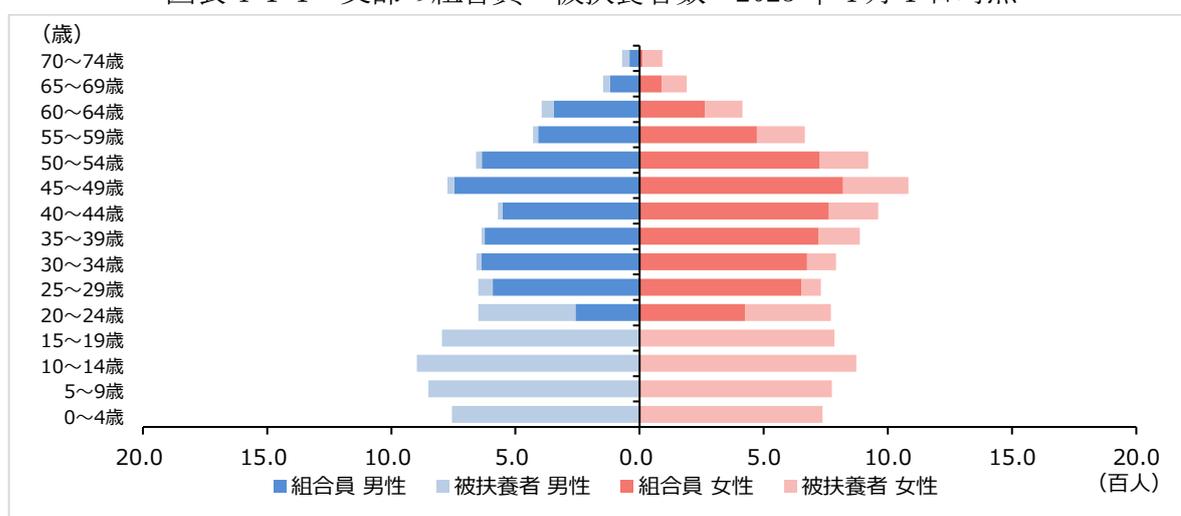
## 第4章 データ分析

### 4.1 組合員・被扶養者

#### (1) 支部

男女比 (%) 組合員男性 46.9 女性 53.1 被扶養者男性 44.0 女性 56.0  
 平均年齢 (歳) 組合員男性 42.78 女性 41.58 被扶養者男性 13.62 女性 22.49

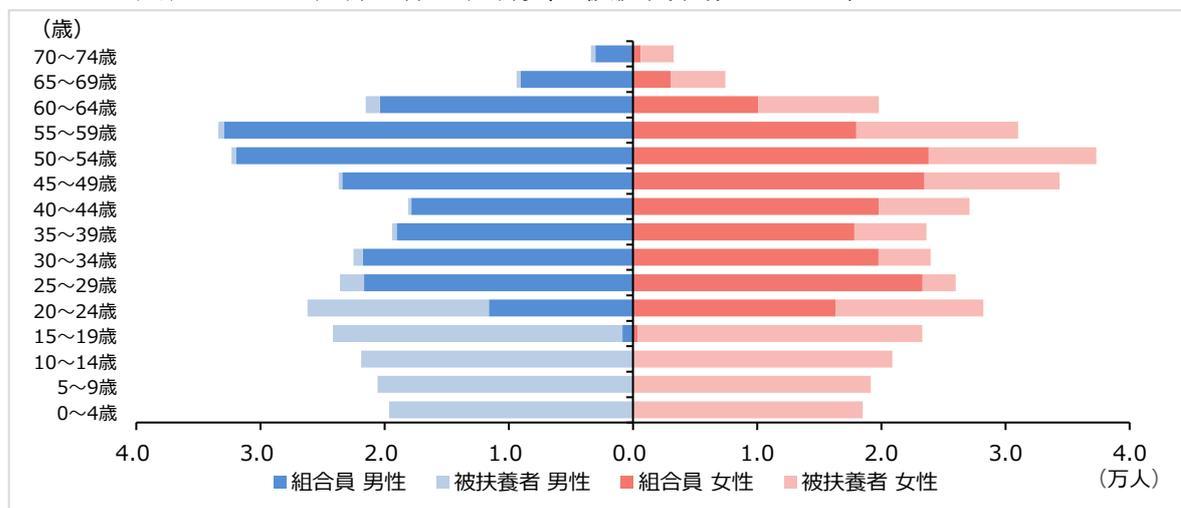
図表 4-1-1 支部の組合員・被扶養者数 2023年4月1日時点



#### (2) 組合全体

男女比 (%) 組合員男性 54.6 女性 45.4 被扶養者男性 38.8 女性 61.2  
 平均年齢 (歳) 組合員男性 45.63 女性 41.75 被扶養者男性 13.48 女性 28.89

図表 4-1-2 組合全体の組合員・被扶養者数 2023年4月1日時点

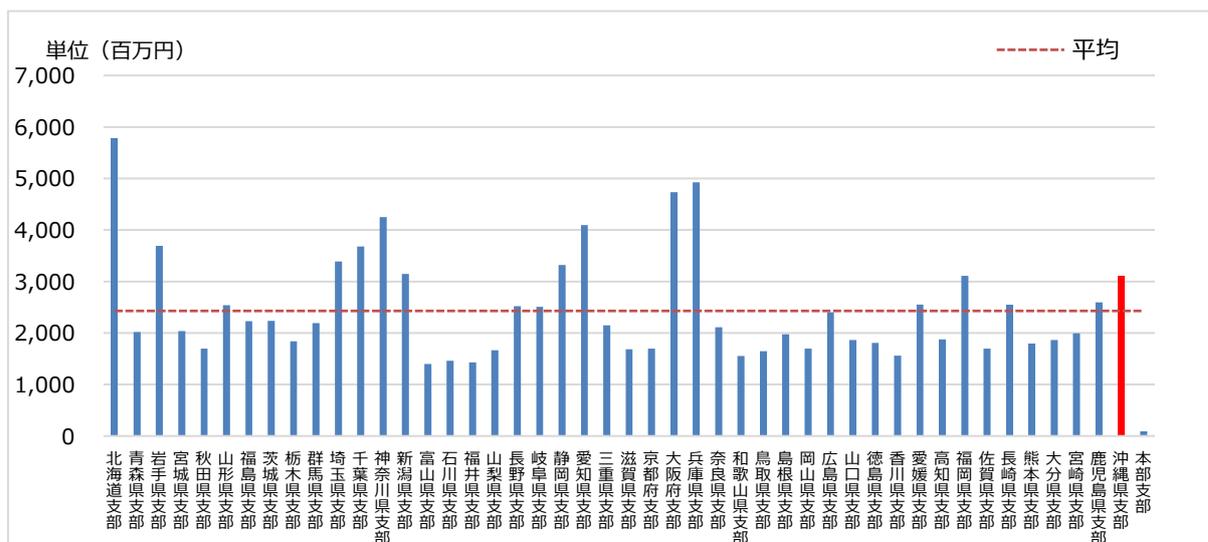


## 4.2 総医療費、一人当たり医療費

### (1) 総医療費 (2022年度)

※ 生活習慣病、悪性新生物、歯の疾患、精神の疾患、季節性の疾患、その他の疾患に関する医療費の合計

図表 4-2-1 総医療費

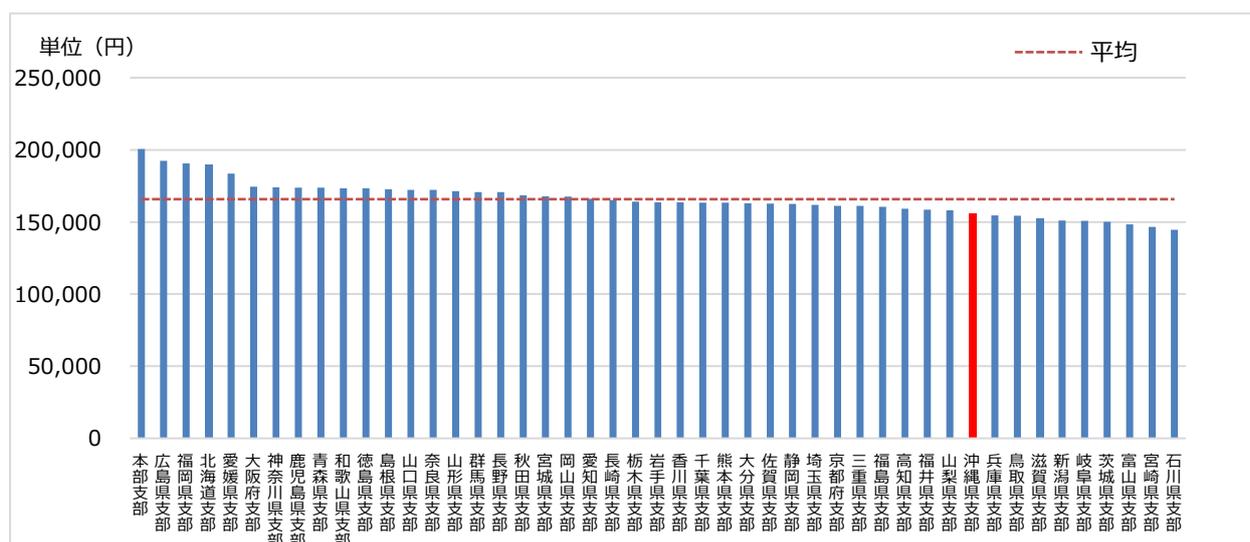


支部	総医療費 (百万円)	支部	総医療費 (百万円)	支部	総医療費 (百万円)
北海道	5,776	福井県	1,431	広島県	2,400
青森県	2,016	山梨県	1,664	山口県	1,860
岩手県	3,690	長野県	2,521	徳島県	1,806
宮城県	2,037	岐阜県	2,508	香川県	1,559
秋田県	1,696	静岡県	3,323	愛媛県	2,549
山形県	2,538	愛知県	4,093	高知県	1,876
福島県	2,228	三重県	2,149	福岡県	3,106
茨城県	2,238	滋賀県	1,683	佐賀県	1,696
栃木県	1,838	京都府	1,697	長崎県	2,543
群馬県	2,192	大阪府	4,736	熊本県	1,795
埼玉県	3,388	兵庫県	4,927	大分県	1,865
千葉県	3,679	奈良県	2,111	宮崎県	1,991
神奈川県	4,250	和歌山県	1,554	鹿児島県	2,596
新潟県	3,147	鳥取県	1,643	沖縄県	3,112
富山県	1,397	島根県	1,974	本部	88
石川県	1,458	岡山県	1,699	平均	2,428

(2) 一人当たり医療費 (2022年度)

※ 総医療費／加入者数 (組合員と被扶養者の合計人数)

図表 4-2-2 一人当たり医療費

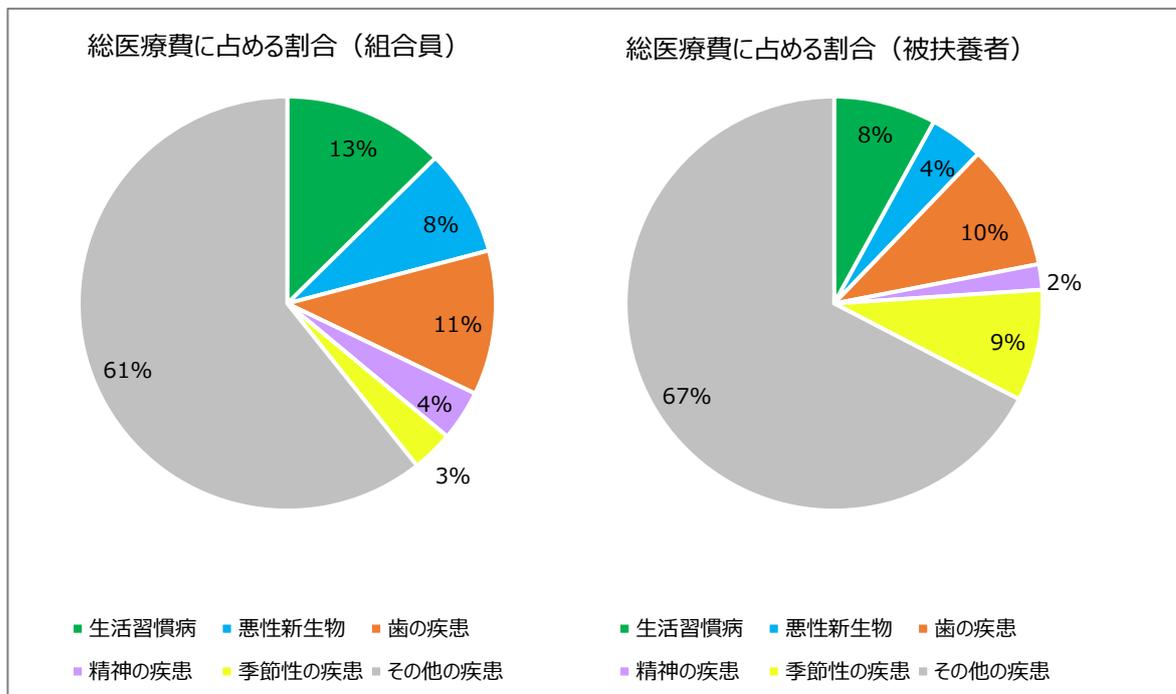


支部	一人当たり医療費 (円)	支部	一人当たり医療費 (円)	支部	一人当たり医療費 (円)
北海道	189,828	福井県	158,644	広島県	192,302
青森県	173,729	山梨県	158,039	山口県	172,187
岩手県	163,679	長野県	170,698	徳島県	173,318
宮城県	167,940	岐阜県	150,864	香川県	163,613
秋田県	168,560	静岡県	162,422	愛媛県	183,492
山形県	171,445	愛知県	165,991	高知県	159,156
福島県	160,527	三重県	161,131	福岡県	190,677
茨城県	150,225	滋賀県	152,613	佐賀県	162,845
栃木県	164,129	京都府	161,243	長崎県	165,199
群馬県	170,715	大阪府	174,442	熊本県	163,416
埼玉県	161,902	兵庫県	154,543	大分県	162,984
千葉県	163,477	奈良県	172,174	宮崎県	146,679
神奈川県	174,089	和歌山県	173,391	鹿児島県	173,754
新潟県	151,072	鳥取県	154,275	沖縄県	155,850
富山県	148,342	島根県	172,776	本部	200,678
石川県	144,595	岡山県	167,633	平均	165,797

### 4.3 疾病別医療費

#### (1) 支部（2022年度）

図表 4-3-1 支部の疾病別医療費



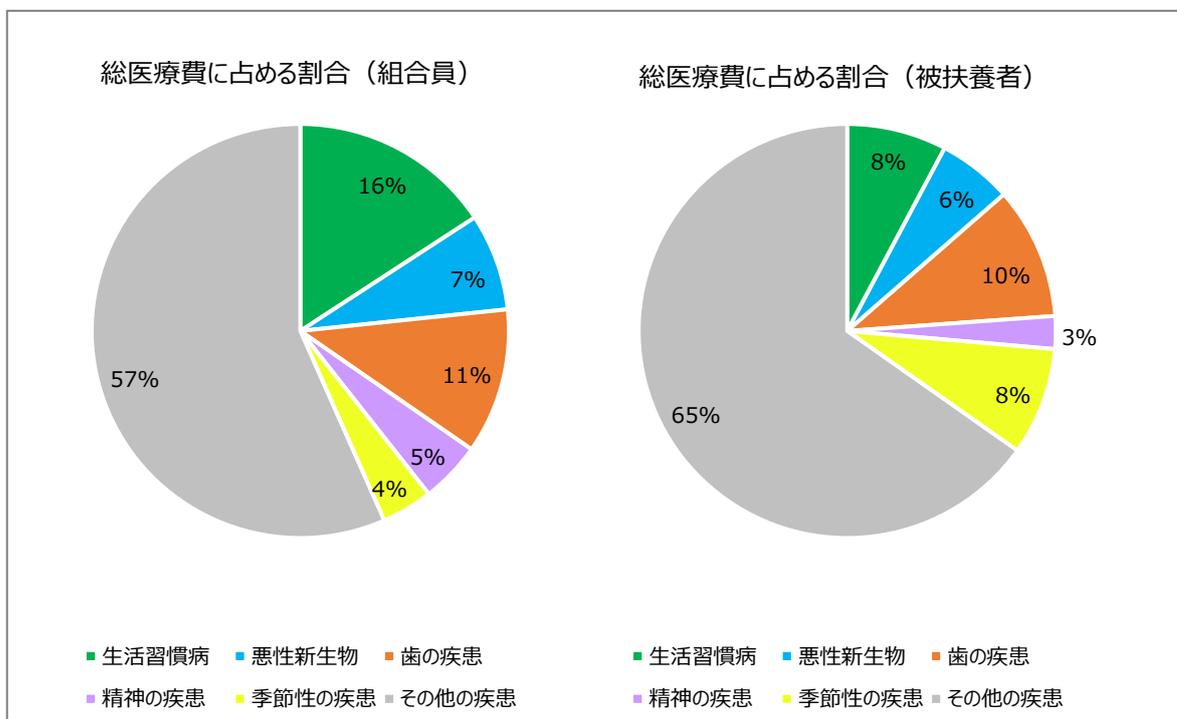
疾病種別	疾病別医療費（組合員） （百万円）	疾病別医療費（被扶養者） （百万円）
生活習慣病	215	110
悪性新生物	142	58
歯の疾患	193	136
精神の疾患	67	27
季節性の疾患	55	121
その他の疾患	1,042	939

#### 各疾病の定義

生活習慣病	循環器系の疾患（高血圧症など）、内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病・高脂血症など）、消化器系の疾患（胃潰瘍など）、腎尿路生殖器系の疾患（腎不全など）
悪性新生物	がん（良性新生物を除く）
歯の疾患	歯周病、う蝕（むし歯）など
精神の疾患	うつ病、ストレス性障害など
季節性の疾患	花粉症・インフルエンザなど

(2) 組合全体 (2022 年度)

図表 4-3-2 組合全体の疾病別医療費



疾病種別	疾病別医療費（組合員） （百万円）	疾病別医療費（被扶養者） （百万円）
生活習慣病	10,247	3,802
悪性新生物	4,922	2,843
歯の疾患	7,382	5,065
精神の疾患	3,091	1,256
季節性の疾患	2,580	4,131
その他の疾患	36,797	32,024

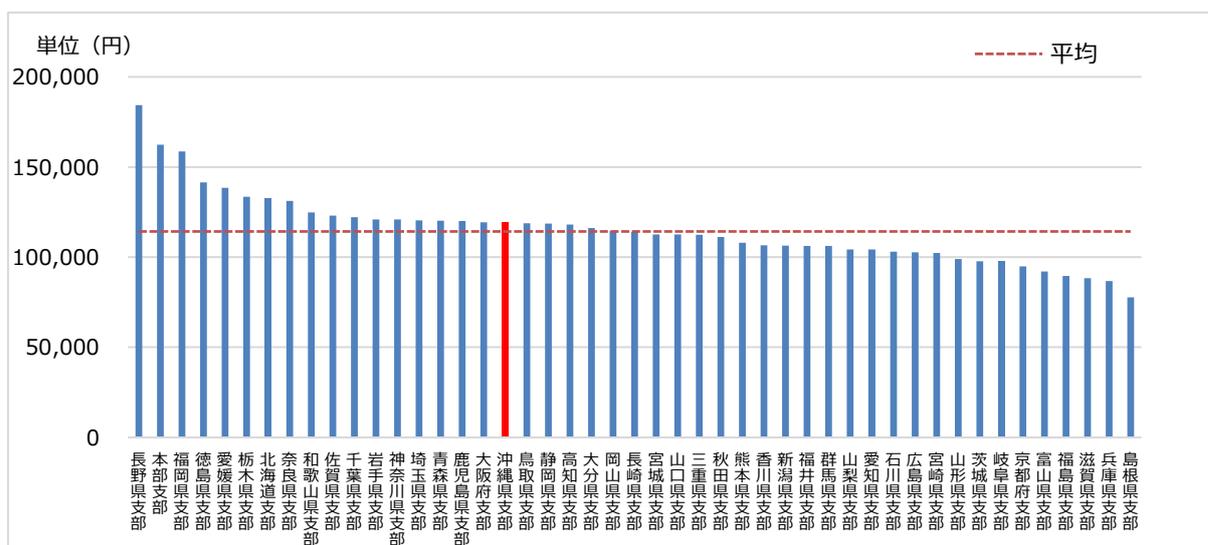
各疾病の定義	
生活習慣病	循環器系の疾患（高血圧症など）、内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病・高脂血症など）、消化器系の疾患（胃潰瘍など）、腎尿路生殖器系の疾患（腎不全など）
悪性新生物	がん（良性新生物を除く）
歯の疾患	歯周病、う蝕（むし歯）など
精神の疾患	うつ病、ストレス性障害など
季節性の疾患	花粉症・インフルエンザなど

## 4.4 生活習慣病や悪性新生物等の受診者1人当たり医療費

### (1) 受診者1人当たり医療費（生活習慣病）（2022年度）

※ 生活習慣病に関する医療費合計／生活習慣病の受診者合計

図表 4-4-1 受診者1人当たり医療費（生活習慣病）

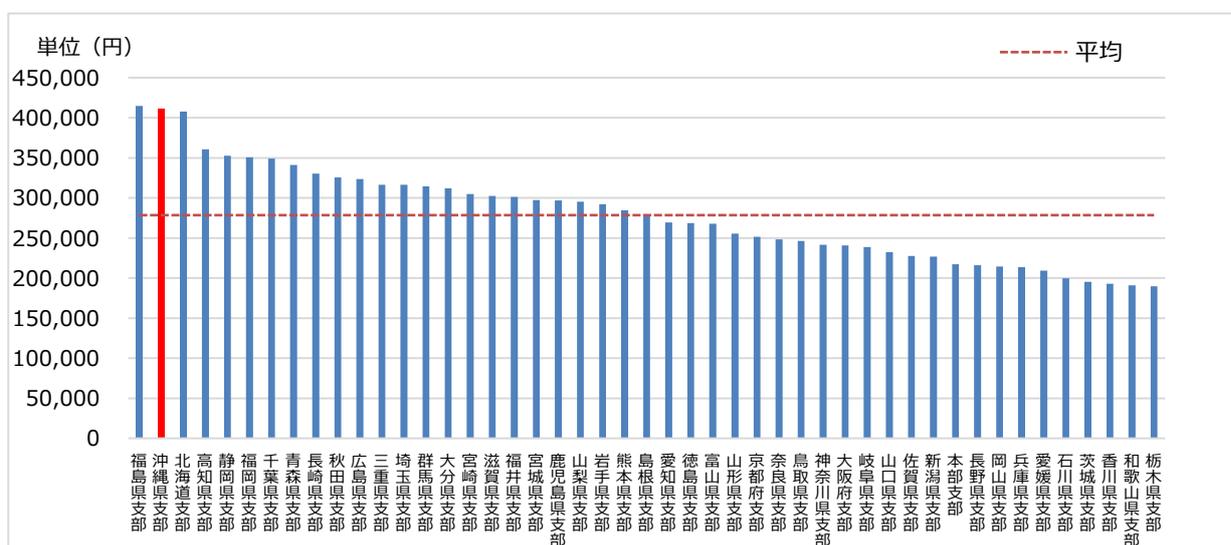


支部	一人当たり医療費 (円)	支部	一人当たり医療費 (円)	支部	一人当たり医療費 (円)
北海道	132,734	福井県	106,232	広島県	102,744
青森県	120,195	山梨県	104,299	山口県	112,540
岩手県	120,891	長野県	184,343	徳島県	141,468
宮城県	112,552	岐阜県	97,553	香川県	106,667
秋田県	111,197	静岡県	118,589	愛媛県	138,372
山形県	99,000	愛知県	104,262	高知県	118,136
福島県	89,592	三重県	112,366	福岡県	158,575
茨城県	97,727	滋賀県	88,299	佐賀県	122,982
栃木県	133,496	京都府	94,821	長崎県	114,013
群馬県	106,227	大阪府	119,408	熊本県	107,960
埼玉県	120,480	兵庫県	86,698	大分県	116,085
千葉県	122,232	奈良県	131,165	宮崎県	102,269
神奈川県	120,859	和歌山県	124,765	鹿児島県	120,127
新潟県	106,355	鳥取県	118,779	沖縄県	119,149
富山県	92,095	島根県	77,642	本部	162,319
石川県	102,997	岡山県	114,543	平均	114,251

(2) 受診者 1 人あたり医療費 (悪性新生物) (2022 年度)

※ 悪性新生物に関する医療費合計／悪性新生物の受診者合計

図表 4-4-2 受診者 1 人あたり医療費 (悪性新生物)

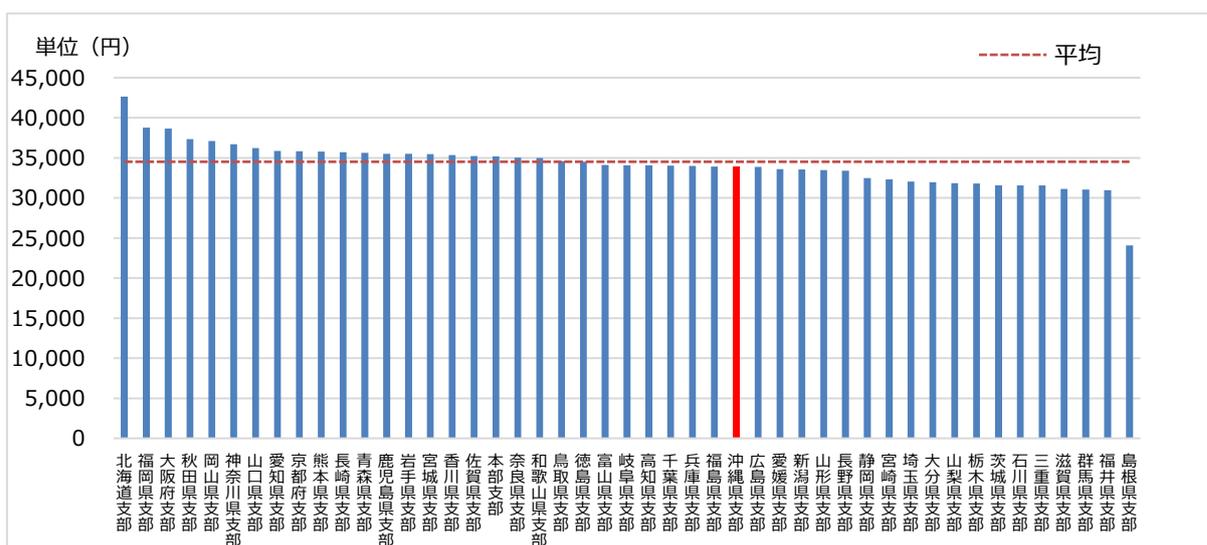


支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)
北海道	408,133	福井県	301,435	広島県	323,789
青森県	340,987	山梨県	295,494	山口県	232,328
岩手県	292,286	長野県	216,095	徳島県	268,734
宮城県	297,472	岐阜県	238,724	香川県	192,882
秋田県	325,489	静岡県	352,707	愛媛県	209,203
山形県	255,329	愛知県	269,406	高知県	360,732
福島県	414,920	三重県	316,330	福岡県	350,836
茨城県	195,222	滋賀県	302,403	佐賀県	227,431
栃木県	189,560	京都府	251,664	長崎県	330,265
群馬県	314,427	大阪府	240,912	熊本県	284,725
埼玉県	316,244	兵庫県	213,914	大分県	312,189
千葉県	349,145	奈良県	248,502	宮崎県	304,823
神奈川県	241,417	和歌山県	190,820	鹿児島県	296,881
新潟県	226,963	鳥取県	246,376	沖縄県	411,019
富山県	267,832	島根県	277,304	本部	217,295
石川県	199,784	岡山県	214,379	平均	278,522

(3) 受診者 1 人あたり医療費 (歯の疾患) (2022 年度)

※ 歯の疾患に関する医療費合計／歯の疾患の受診者合計

図表 4-4-3 受診者 1 人あたり医療費 (歯の疾患)

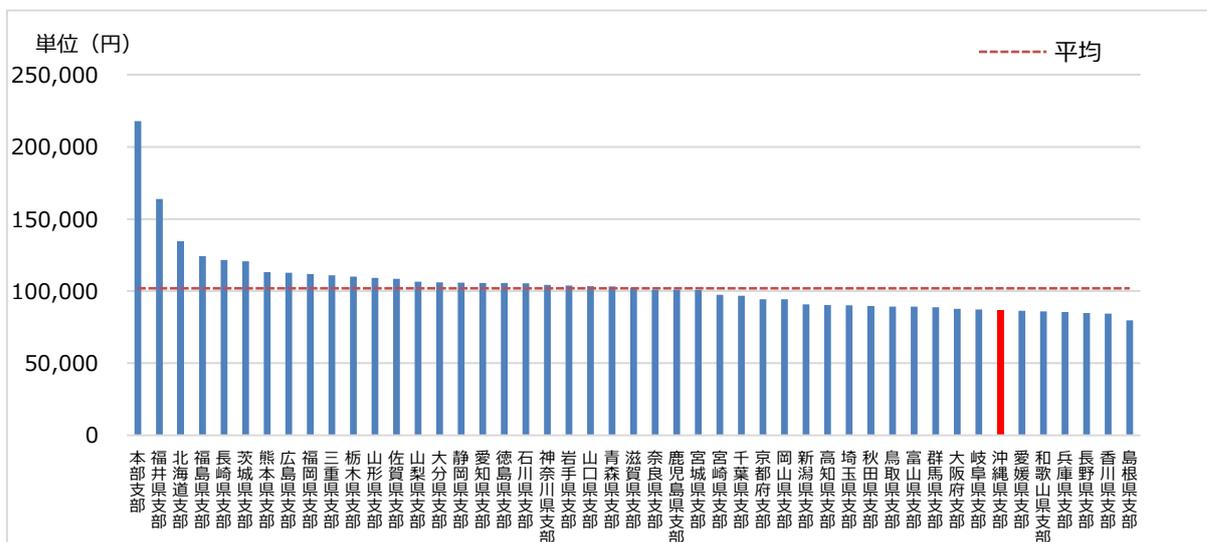


支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)
北海道	42,645	福井県	30,953	広島県	33,860
青森県	35,636	山梨県	31,837	山口県	36,213
岩手県	35,498	長野県	33,398	徳島県	34,495
宮城県	35,465	岐阜県	34,087	香川県	35,343
秋田県	37,333	静岡県	32,463	愛媛県	33,582
山形県	33,489	愛知県	35,876	高知県	34,072
福島県	33,923	三重県	31,553	福岡県	38,774
茨城県	31,588	滋賀県	31,136	佐賀県	35,220
栃木県	31,811	京都府	35,808	長崎県	35,689
群馬県	31,036	大阪府	38,676	熊本県	35,777
埼玉県	32,051	兵庫県	34,006	大分県	31,948
千葉県	34,016	奈良県	35,016	宮崎県	32,330
神奈川県	36,703	和歌山県	34,999	鹿児島県	35,526
新潟県	33,566	鳥取県	34,575	沖縄県	33,889
富山県	34,124	島根県	24,085	本部	35,200
石川県	31,560	岡山県	37,123	平均	34,516

(4) 受診者 1 人あたり医療費（精神の疾患）（2022 年度）

※ 精神の疾患に関する医療費合計／精神の疾患の受診者合計

図表 4-4-4 受診者 1 人あたり医療費（精神の疾患）

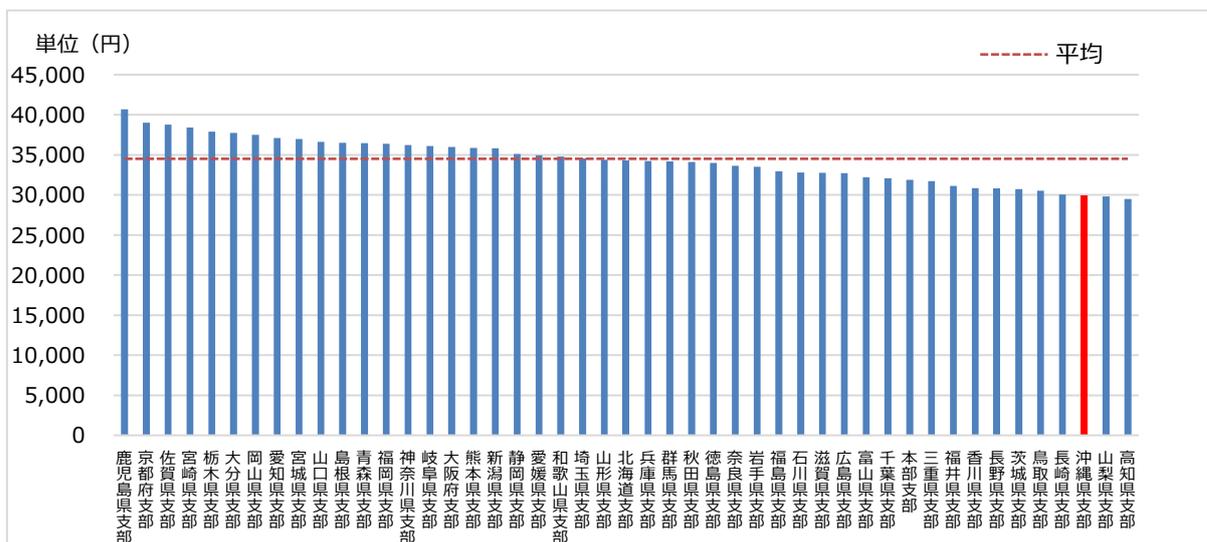


支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)
北海道	134,747	福井県	163,957	広島県	112,612
青森県	103,128	山梨県	106,407	山口県	103,377
岩手県	103,830	長野県	84,803	徳島県	105,551
宮城県	100,796	岐阜県	87,308	香川県	84,283
秋田県	89,660	静岡県	105,838	愛媛県	86,474
山形県	109,111	愛知県	105,704	高知県	90,318
福島県	124,237	三重県	110,952	福岡県	111,765
茨城県	120,615	滋賀県	102,221	佐賀県	108,522
栃木県	110,041	京都府	94,417	長崎県	121,575
群馬県	88,870	大阪府	87,709	熊本県	113,074
埼玉県	90,180	兵庫県	85,524	大分県	106,063
千葉県	96,801	奈良県	100,967	宮崎県	97,543
神奈川県	104,362	和歌山県	85,898	鹿児島県	100,931
新潟県	90,752	鳥取県	89,297	沖縄県	86,956
富山県	89,242	島根県	79,619	本部	217,956
石川県	105,307	岡山県	94,233	平均	101,936

(5) 受診者 1 人あたり医療費 (季節性の疾患) (2022 年度)

※ 季節性の疾患に関する医療費合計 / 季節性の疾患の受診者合計

図表 4-4-5 受診者 1 人あたり医療費 (季節性の疾患)

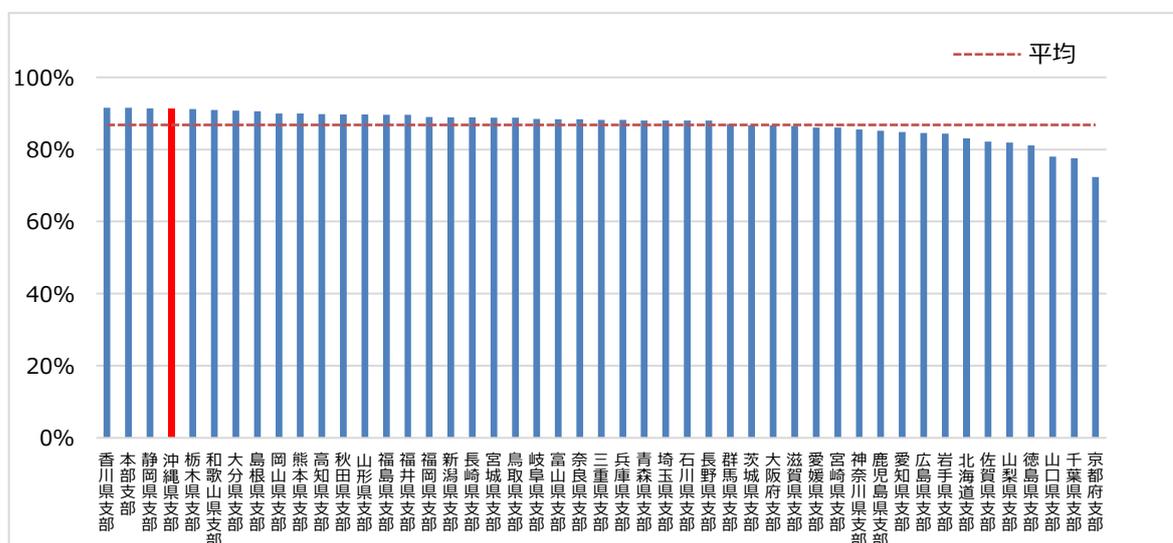


支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)	支部	一人あたり医療費 (円)
北海道	34,255	福井県	31,113	広島県	32,737
青森県	36,462	山梨県	29,810	山口県	36,609
岩手県	33,531	長野県	30,818	徳島県	33,992
宮城県	36,967	岐阜県	36,125	香川県	30,841
秋田県	34,124	静岡県	35,119	愛媛県	34,951
山形県	34,378	愛知県	37,108	高知県	29,496
福島県	32,955	三重県	31,742	福岡県	36,388
茨城県	30,736	滋賀県	32,777	佐賀県	38,787
栃木県	37,915	京都府	39,010	長崎県	30,040
群馬県	34,184	大阪府	35,986	熊本県	35,868
埼玉県	34,568	兵庫県	34,236	大分県	37,745
千葉県	32,099	奈良県	33,653	宮崎県	38,435
神奈川県	36,210	和歌山県	34,801	鹿児島県	40,701
新潟県	35,811	鳥取県	30,535	沖縄県	29,923
富山県	32,202	島根県	36,501	本部	31,894
石川県	32,806	岡山県	37,482	平均	34,514

## 4.5 特定健診・特定保健指導

### (1) 特定健診受診率（2022年度）

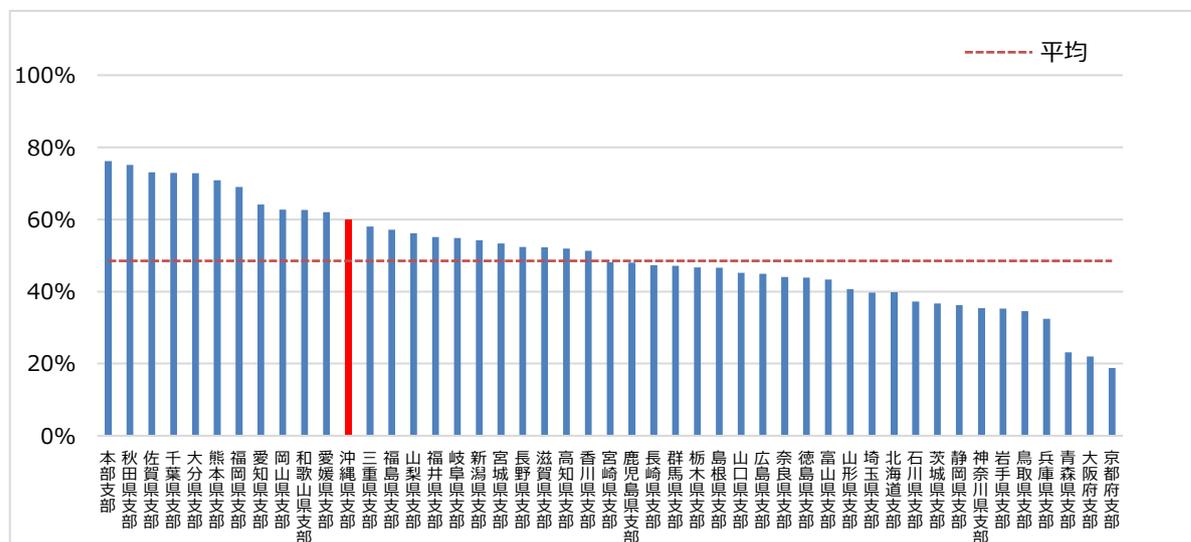
図表 4-5-1 特定健診受診率



支部	受診率 (%)	支部	受診率 (%)	支部	受診率 (%)
北海道	83.0	福井県	89.6	広島県	84.6
青森県	88.0	山梨県	81.9	山口県	78.0
岩手県	84.4	長野県	88.0	徳島県	81.1
宮城県	88.8	岐阜県	88.5	香川県	91.6
秋田県	89.7	静岡県	91.4	愛媛県	86.1
山形県	89.7	愛知県	84.8	高知県	89.8
福島県	89.6	三重県	88.2	福岡県	89.0
茨城県	86.7	滋賀県	86.5	佐賀県	82.2
栃木県	91.2	京都府	72.3	長崎県	88.9
群馬県	87.0	大阪府	86.7	熊本県	90.0
埼玉県	88.0	兵庫県	88.2	大分県	90.8
千葉県	77.6	奈良県	88.4	宮崎県	86.1
神奈川県	85.5	和歌山県	90.9	鹿児島県	85.2
新潟県	88.9	鳥取県	88.8	沖縄県	91.3
富山県	88.4	島根県	90.6	本部	91.6
石川県	88.0	岡山県	90.0	平均	86.8

(2) 特定保健指導実施率 (2022年度)

図表 4-5-2 特定保健指導実施率

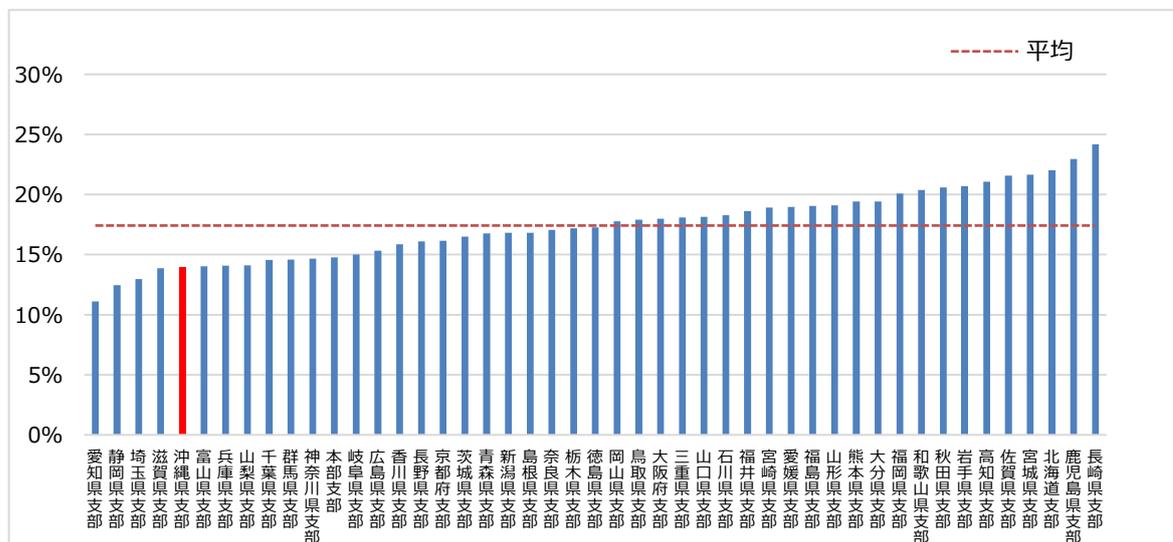


支部	実施率 (%)	支部	実施率 (%)	支部	実施率 (%)
北海道	39.6	福井県	55.1	広島県	44.9
青森県	23.1	山梨県	56.2	山口県	45.2
岩手県	35.3	長野県	52.4	徳島県	43.9
宮城県	53.3	岐阜県	54.8	香川県	51.3
秋田県	75.1	静岡県	36.2	愛媛県	62.0
山形県	40.7	愛知県	64.1	高知県	51.9
福島県	57.1	三重県	58.0	福岡県	69.0
茨城県	36.7	滋賀県	52.3	佐賀県	73.1
栃木県	46.7	京都府	18.8	長崎県	47.3
群馬県	47.1	大阪府	22.0	熊本県	70.9
埼玉県	39.7	兵庫県	32.4	大分県	72.8
千葉県	72.9	奈良県	44.0	宮崎県	48.1
神奈川県	35.4	和歌山県	62.6	鹿児島県	48.0
新潟県	54.2	鳥取県	34.6	沖縄県	60.0
富山県	43.3	島根県	46.6	本部	76.2
石川県	37.2	岡山県	62.7	平均	48.5

## 4.6 生活習慣（喫煙率）

### (1) 男性（2022年度） 組合員と被扶養者

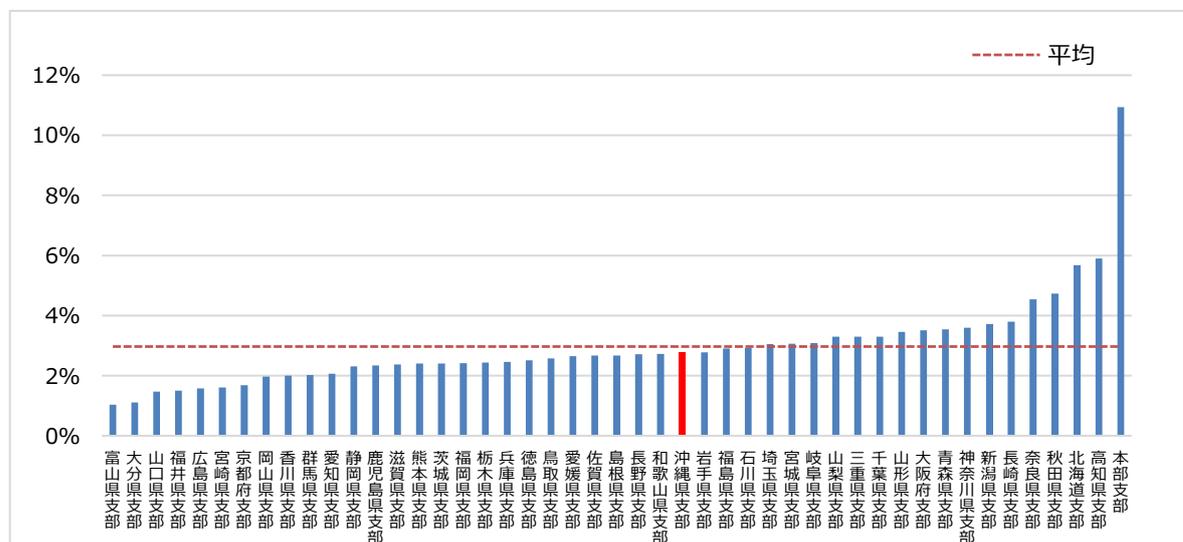
図表 4-6-1 喫煙率（男性）



支部	喫煙率 (%)	支部	喫煙率 (%)	支部	喫煙率 (%)
北海道	22.0	福井県	18.6	広島県	15.3
青森県	16.8	山梨県	14.1	山口県	18.2
岩手県	20.6	長野県	16.1	徳島県	17.3
宮城県	21.7	岐阜県	15.0	香川県	15.8
秋田県	20.6	静岡県	12.5	愛媛県	19.0
山形県	19.1	愛知県	11.1	高知県	21.1
福島県	19.0	三重県	18.1	福岡県	20.1
茨城県	16.5	滋賀県	13.9	佐賀県	21.6
栃木県	17.2	京都府	16.2	長崎県	24.2
群馬県	14.6	大阪府	18.0	熊本県	19.4
埼玉県	13.0	兵庫県	14.1	大分県	19.4
千葉県	14.5	奈良県	17.0	宮崎県	18.9
神奈川県	14.7	和歌山県	20.4	鹿児島県	23.0
新潟県	16.8	鳥取県	17.9	沖縄県	14.0
富山県	14.0	島根県	16.8	本部	14.8
石川県	18.3	岡山県	17.8	平均	17.4

(2) 女性（2022年度） 組合員と被扶養者

図表 4-6-2 喫煙率（女性）



支部	実施率 (%)	支部	実施率 (%)	支部	実施率 (%)
北海道	5.6	福井県	1.5	広島県	1.6
青森県	3.5	山梨県	3.3	山口県	1.5
岩手県	2.8	長野県	2.7	徳島県	2.5
宮城県	3.1	岐阜県	3.1	香川県	2.0
秋田県	4.7	静岡県	2.3	愛媛県	2.7
山形県	3.5	愛知県	2.1	高知県	5.9
福島県	2.9	三重県	3.3	福岡県	2.4
茨城県	2.4	滋賀県	2.4	佐賀県	2.7
栃木県	2.4	京都府	1.7	長崎県	3.8
群馬県	2.0	大阪府	3.5	熊本県	2.4
埼玉県	3.1	兵庫県	2.5	大分県	1.1
千葉県	3.3	奈良県	4.5	宮崎県	1.6
神奈川県	3.6	和歌山県	2.7	鹿児島県	2.3
新潟県	3.7	鳥取県	2.6	沖縄県	2.8
富山県	1.0	島根県	2.7	本部	10.9
石川県	2.9	岡山県	2.0	平均	3.0

## 第5章 健康課題と基本・重点保健事業

データ分析及びこれまでの事業実施状況から抽出された健康課題を図表 5 の通り、6 つの主な健康課題に集約した。

これらの健康課題に対応する個別保健事業として、後期高齢者支援金減算評価への準拠や組合全体での保健事業評価を実施することを目的として、本部が全支部で実施する基本保健事業（17 事業）と、そのうち特に重要とした重点保健事業（★6 事業）を設定した。

特に重要とした重点保健事業の設定理由は以下である。

- 特定健康診査・特定保健指導：「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく保険者の法定義務であり、健診結果より、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病のリスクに応じて専門職が個別に介入することで、対象者自らが健康状況を自覚し、生活習慣改善につなげることを目的としているため
- 糖尿病性腎症重症化予防及び医療機関受診勧奨：特定保健指導でカバーされない層への重症化予防・疾病管理として重要であるため
- 予防・健康づくりに向けたインセンティブ：行動変容を促すために有意義であるため
- 事業主との連携・コラボヘルス：保健事業の体制として基本であるため

図表 5 主な健康課題と対応する個別保健事業

主な健康課題	対応する個別保健事業
<p><b>健診・保健指導</b></p> <p>特定健康診査等の健診及び特定保健指導の実施率を向上させ、メタボリックシンドロームの減少を目指す。</p>	<p>1. 特定健康診査★</p> <p>2. 特定保健指導★</p> <p>3. 人間ドック</p>
<p><b>重症化予防・疾病管理</b></p> <p>医療機関への受診勧奨や保健指導等により、糖尿病（及びそれに伴う腎症）、高血圧、脂質異常症の重症化を予防する。</p>	<p>4. 糖尿病性腎症重症化予防★</p> <p>5. 医療機関受診勧奨★</p>
<p><b>生活習慣・健康づくり</b></p> <p>生活習慣病に係る身体活動・運動、食行動・栄養、喫煙、飲酒等に関する適切な生活習慣の普及を図る。</p>	<p>6. 身体活動・運動に関する事業</p> <p>7. 食行動・栄養に関する事業</p> <p>8. 受動喫煙防止・喫煙対策</p> <p>9. 飲酒に関する事業</p>
<p><b>個別疾病対策</b></p> <p>健康障害や医療費の観点から重要ながん、歯科、心の健康、感染症等の個別疾病を予防する。</p>	<p>10. がん検診</p> <p>11. 歯科保健事業</p> <p>12. こころの健康づくり</p> <p>13. 予防接種</p>
<p><b>医療受診等適正化</b></p> <p>後発（ジェネリック）医薬品の普及促進、医療機関受診や服薬の適正化を図る。</p>	<p>14. 後発（ジェネリック）医薬品普及促進</p> <p>15. 適正受診・服薬推進</p>
<p><b>体制づくり</b></p> <p>データヘルス計画及び関連する保健事業を進めるための体制づくりを進める。</p>	<p>16. 予防・健康づくりのインセンティブ★</p> <p>17. 事業主との連携・コラボヘルス★</p>

## 第6章 個別保健事業実施計画

### 第1 特定健康診査（重点★）

#### 【第4期特定健康診査等実施計画書】

#### 1 目的

特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく保険者の法定義務であり、当組合においても、平成20年度の制度開始時から実施している。令和6年度からは、令和11年度までの6年間を計画期間とする第4期特定健康診査等実施計画を定め、特定健康診査の受診率向上及びその結果を生活習慣病等の疾病予防に結び付けるよう取り組むこととしている。

本事業は、肥満及び生活習慣病リスク（血糖・血圧・脂質等）、喫煙等の生活習慣を把握するとともに、特定保健指導の階層化判定等の判定を実施することで、メタボリックシンドローム及びそれに伴う生活習慣病の予防を目的とする。

#### 2 これまで（前期）の実施状況等

##### （1）実施状況

図表 6-1-1 特定健康診査の実施状況（直近5年実績）

年度	対象者数（人）			受診者数（人）			受診率（％）		
	合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者
2022	5,794	4,651	1,143	5,289	4,604	685	91.3	99.0	59.9
2021	5,700	4,542	1,158	5,057	4,390	667	88.7	96.7	57.6
2020	5,633	4,454	1,179	4,839	4,153	686	85.9	93.2	58.2
2019	5,248	4,046	1,202	4,622	3,891	731	88.1	96.2	60.8
2018	5,226	3,991	1,235	4,631	3,880	751	88.6	97.2	60.8

## (2) 課題と見直しの方向性

組合全体の合計の受診率よりも 4.5% 高く、組合員・被扶養者ともに組合全体の値を上回っている。組合員・被扶養者の受診率をさらに向上することを目指す。

図表 6-1-2 組合全体の特定健診人数等 (2022 年度)

	対象者数	受診者数	受診者割合	未受診者数	未受診者割合
合計	240,045 人	208,440 人	86.8%	31,605 人	13.2%
組合員	184,342 人	178,620 人	96.9%	5,722 人	3.1%
被扶養者	55,703 人	29,820 人	53.5%	25,883 人	46.5%

## 3 実施内容 (第 3 期における計画)

### (1) 実施機関

ア 組合員 (任意継続組合員を除く。)

労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) その他関係法令に基づき職員に対して沖縄県が実施する定期健康診断又は沖縄県若しくは支部が実施する人間ドック (特定健康診査の実施項目を満たすものに限る。) の実施機関

イ 被扶養者及び任意継続組合員

(ア) 全国組織の実施機関とりまとめ団体 (以下「とりまとめ団体」という。) に属する実施機関

※ とりまとめ団体

- ① 公益社団法人日本人間ドック学会及び一般社団法人日本病院会
- ② 公益社団法人全国労働衛生団体連合会 (全衛連)
- ③ 公益財団法人結核予防会
- ④ 公益財団法人予防医学事業中央会
- ⑤ 公益社団法人全日本病院協会

(イ) 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

(ウ) 上記 (ア) 及び (イ) 以外で当支部が契約する実施機関

### (2) 実施項目

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (令和 5 年厚生労働省令第 52 号) に基づく次の項目とする。

内容	項目	
基本的な項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
	身長	
	体重	
	腹囲	
	BMI	
	血圧の測定	
	肝機能検査	AST（GOT）
		ALT（GPT）
		γ-GT
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール（NoN-HDLコレステロール）
	血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c
		随時血糖
	尿検査	尿糖
尿蛋白		
医師の判断による項目	心電図検査	
	眼底検査	
	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
血清クレアチニン検査（eGFR）		

### （3）実施時期

ア 上記（1）アは、沖縄県又は当支部が定める次の時期  
通年

イ 上記（1）イ（ア）～（ウ）は、実施機関が定める次の時期  
通年

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム (成果)

図表 6-1-3 支部目標：特定健診受診率 90%以上

指 標	直近値 (2022 年度)	目標値					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029
組合員受診率 (%)	99.0	99.1	99.2	99.3	99.4	99.5	99.6
被扶養者等受診率 (%)	59.9	62.2	62.6	62.9	63.3	63.7	64.0
合計受診率 (%)	91.3	91.3	91.4	91.6	91.8	91.9	92.1

### (2) アウトプット (実績)

図表 6-1-4 被扶養者への受診勧奨の回数

指 標	直近値 (2022 年度)	目標値					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029
被扶養者受診勧奨(回)	6 回	7 回	7 回	7 回	7 回	7 回	7 回

所属長宛文書による周知依頼：3 回

組合員宛文書による周知依頼：1 回

職員電子掲示板による周知：2 回

職員健診の会場にてポスター掲示とパンフレット配布：1 回

## 第2 特定保健指導（重点★）

### 【第4期特定健康診査等実施計画書】

#### 1 目的

特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく保険者の法定義務であり、当組合においても、平成20年度の制度開始時から実施している。特定健康診査の結果を階層化判定し、特定保健指導対象者に対し、専門職による保健指導を実施している。

また、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする第4期特定健康診査等実施計画を定め、特定保健指導の実施率向上に努め、同計画から導入されるアウトカム指標（腹囲2cm、体重2kg減）を目指すとともに、生活習慣病等の疾病予防に結び付けるよう取り組む。

本事業は、特定保健指導対象者に対して、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を行うことで、運動・食事・喫煙等の生活習慣の改善によるメタボリックシンドロームの改善を図ることを目的とする。

#### 2 これまで（前期）の実施状況等

##### （1）実施状況

図表 6-2-1 特定保健指導の実施状況（直近5年実績）

年度	対象者数（人）			終了者数（人）			実施率（%）		
	合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者
2022	969	894	75	581	562	19	60.0	62.9	25.3
2021	960	884	76	578	558	20	60.2	63.1	26.3
2020	1,015	927	88	510	482	28	50.2	52.0	31.8
2019	892	798	94	416	384	32	46.6	48.1	34.0
2018	917	821	96	372	340	32	40.6	41.4	33.3

##### （2）課題と見直しの方向性

組合全体の合計の実施率よりも11.5ポイント高い。組合員の実施率が組合全体の値を11.9ポイント、被扶養者の実施率は組合全体の値を6ポイント上回っているが、組合員・被扶養者の実施率をさらに向上させることを目指す。

図表 6-2-2 組合全体の特定保健指導人数等 (2022 年度)

	対象者数	受診者数	受診者割合	未受診者数	未受診者割合
合計	31,409 人	15,233 人	48.5%	16,176 人	51.5%
組合員	28,939 人	14,757 人	51.0%	14,182 人	49.0%
被扶養者	2,470 人	476 人	19.3%	1,994 人	80.7%

### 3 実施内容 (第 3 期における計画)

#### (1) 実施機関

- ア 当支部
- イ とりまとめ団体に属する実施機関
- ウ 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関
- エ 上記イ及びウ以外で支部が契約する実施機関

#### (2) 実施内容

令和 6 年 4 月厚生労働省健康局発行「標準的な健診・保健指導プログラム (令和 6 年度版) (以下「標準的な健診・保健指導プログラム」という。) 第 3 編第 3 章」により実施する。

#### (3) 実施時期

- ア 上記 (1) アは、当支部が定める次の時期  
通年
- イ 上記 (1) イ～ウは、実施機関が定める次の時期  
通年

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム (成果)

図表 6-2-3 支部目標

指 標	直近値 (2022 年度)	目標値					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029
実施者の翌年度改善率 (%) ※	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
腹囲 2 cm・体重 2kg 減の割合 (%)	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7	33.7
特定保健指導対象者の減少率 (対 2008 年度)	71.8	71.8	70.8	69.8	68.8	67.8	66.8

※国への報告により評価(分母のうち当年度特定保健指導の該当でなくなった者の数/前年度特定保健指導実施者数)

### (2) アウトプット (実績)

図表 6-2-4 支部目標：特定保健指導実施率 60%以上

指 標	直近値 (2022 年度)	目標値					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029
組合員実施率 (%)	62.9	63.2	63.4	63.6	63.8	64.0	64.2
被扶養者実施率 (%)	25.3	29.8	30.0	30.0	30.3	30.5	30.6
合計実施率 (%)	60.0	60.0	60.1	60.3	60.5	60.6	60.8

## 第3 人間ドック

### 1 目的

人間ドックにより、受診者の健康状態をより詳しく診査し、精密検査受診等で対象疾病の改善を図ることができる。また、人間ドックの受診結果は、特定健康診査の結果として利用され、特定保健指導の該当者には、特定保健指導を実施することができる。組合員等の健康管理及び特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を目的に、人間ドックの費用補助を行う。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

図表 6-3-1 人間ドック実施状況

2022 年度	対象年齢 (4月1日時点)	対象者数	受診者数	受診率
組合員	30 歳、35 歳、 40 歳以上	5,105 人	3,320 人	65.0%
被扶養配偶者	40 歳～74 歳	1,009 人	382 人	37.9%
合計		6,114 人	3,702 人	60.5%

#### (2) 課題と見直しの方向性

組合員等がオプションで受診した各種がん検診の受診状況を把握できていない。

### 3 実施内容 (第3期における計画)

#### (1) 実施機関

当支部が契約する実施機関 (35 施設)

#### (2) 実施項目

##### ア 対象者

組合員：30 歳、35 歳、40 歳以上、

被扶養配偶者：40 歳～74 歳

イ 検査項目

特定健康診査項目、一般定期健康診断検査項目及び契約医療機関が実施する基本検査項目とする。また、組合員等が受診したオプション項目のうち、胃内視鏡検査、喀痰検査、子宮頸がん検査、乳がん検査（マンモ、エコー）、前立腺がん検査、脳検査については、実施機関から当支部へ受診について報告する。

内容	項目		
特定健康診査 及び 一般定期健康 診断検査項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係わる調査を含む）		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
	身長		
	体重		
	腹囲		
	BMI		
	血圧の測定		
	視力検査	裸眼・矯正	
	眼底検査		
	聴力検査	1000Hz・4000Hz	
	血液一般	白血球数	
		赤血球数	
		血色素量	
		血小板数	
		ヘマトクリット値	
	血中脂質検査	中性脂肪	
		HDL-コレステロール	
		LDL-コレステロール	
	血糖検査	空腹時血糖又は随時血糖	
		ヘモグロビン A1c（NGSP 値）	
	肝機能検査	GOT（AST）	
		GPT（ALT）	
		γ-GTP	
腎機能検査	血清クレアチニン		
	e-GFR		
血中尿酸値			
尿検査	尿糖		
	尿蛋白		
胸部 X 線検査			
心電図検査			

契約医療機関が実施する基本検査項目	便潜血検査（2回法）ほか
-------------------	--------------

**(3) 実施時期**

6月～9月

**4 評価指標と目標値**

**(1) アウトカム（成果）**

アウトカムは設定しない

**(2) アウトプット（実績）**

図表 6-3-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
補助・受診人数（人）	3,702	4,436	4,457	4,479	4,501	4,523	4,545
人間ドック受診率（%）※	60.5	61	61.3	61.6	61.9	62.2	62.5
人間ドックでの特定保健指導実施人数（人）	272	346	352	358	364	370	380

※人間ドック受診率は「人間ドックを受診した組合員及び被扶養配偶者数の合計数」／「人間ドック受診対象となる組合員及び被扶養配偶者数の合計数」で算出

**(3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）**

ア 受診者の自己負担額

組合員           ： 26,000 円を超える額  
 被扶養配偶者： 26,000 円を超える額

イ 1人当たり地共済負担額

組合員           ： 19,800 円  
 被扶養配偶者： 26,000 円

ウ 1人当たり事業主負担額

組合員 : 6,200円

被扶養者 : 0円

エ 事業の実施方法 (募集方法)

組合員 : 庁内LAN (募集期間中に2~3回)、所属宛文書による通知 (年1回)

被扶養者 : 組合員を通して募集

カ 事業の実施方法

- ① 受診希望者は実施機関に予約後、電子申請サービスにて当支部へ受診申込を行う。
- ② 当支部から受診希望者に対し「受診許可証書」を送付。
- ③ 受診者が②を持参のうえ実施機関で受診
- ④ 実施機関が完了報告書及び検査結果を当支部へ提出。

キ 道府県等との協働

組合員が受診した人間ドックの結果をもって定期健康診断を受診したものとみなすため、健診結果を県に提供。

ク 人間ドックにおける特定保健指導実施 (人間ドック当日) 有

## 第4 糖尿病性腎症重症化予防（重点★）

### 1 目的

糖尿病（予備群含む）の有病者は増加しており、関連する医療費も大きい。特に、多くの医療費がかかる人工透析の患者の大半は糖尿病によるものであり、糖尿病の予防が急務の課題となっている。本事業は、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の受診中の者に対して、受診勧奨や保健指導を行うことにより、主に糖尿病及びそれに伴う慢性腎障害を予防することを目的とする。

### 2 これまでの実施状況等

#### （1）実施状況

ア 血清クレアチニン検査を追加実施している（事業主体：事業主／支部）。

イ 事業主、支部においてそれぞれ対象者を把握している。

ウ 対象者基準

「沖縄県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、特に糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者や糖尿病治療中断者、通院中であっても糖尿病性腎症の重症度が高い者。

エ 受診勧奨の実施方法：知事部局については事業主健診の事後措置を担当している産業医・産業保健師と連携し、対象者に面談し医療に繋げるとともに、メールや電話等で継続治療を支援している。

オ 評価の実施方法

2022年度特定健診受診者でHbA1c6.5%以上の割合

## (2) 課題と見直しの方向性

第2期データヘルス計画のアウトカムのHbA1c6.5以上の割合は、令和4年度4.2%で、増加し悪化しており、事業主（産業医・産業保健師）と連携し保健指導プログラム実施率の向上を目指す。

第3期データヘルス計画においては、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和6年3月改定 厚生労働省）」ならびに「沖縄県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に準じ、優先順位などを考慮した抽出基準を設け、対象者を抽出する。対象者の状態に応じた保健指導を実施し、評価を行う。

## 3 実施内容（第3期における計画）

### (1) 実施機関

知事部局については産業医・産業保健師と連携して実施

### (2) 実施項目

前年度の健診結果より以下の数値に該当する者に対して個別面談、電話、メール、文書等により保健指導を実施し、適切な治療につなげる。

#### 対象者抽出基準ならびに実施内容

ア 個別面談・電話・メール・文書等で保健指導を実施

①HbA1c8以上

②HbA1c7.0-7.9でGFR60未満または尿蛋白（±）以上

③HbA1c6.5-6.9でGFR45未満または尿蛋白（+）以上

イ 文書等の送付を実施

HbA1c6.5以上でGFR60未満

### (3) 実施時期

通年

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム (成果)

図表 6-4-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022 年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
保健指導実施者の医療機関受診者率 (%)	50.0	100	100	100	100	100	100
保健指導実施者のうち改善者割合 (%)	0.0	—	—	—	—	—	—
HbA1c 8.0%以上の割合 (%)	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
HbA1c 8.0%以上のうち未治療者の割合 (%)	11.1	17.1	15.9	14.7	13.5	12.3	11.1
HbA1c 6.5%以上の割合 (%)	4.5	4.5	4.3	4.1	3.9	3.8	3.7
HbA1c 6.5%以上のうち未治療者の割合 (%)	18.0	18.0	17.2	16.4	15.6	14.8	14.1
人工透析患者数 (人)	13	前年度比横ばいまたは減少					

### (2) アウトプット (実績)

図表 6-4-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022 年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
個別面談による保健指導プログラム実施者数 ※	5	5	6	7	8	9	10
保健指導プログラム実施率 (%)	100	100	100	100	100	100	100

**(3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）**

- ア 事業実施後の評価について  
受診後の検査結果の確認により実施。
  
- イ 定期健康診断の事後措置との連携  
知事部局以外との実施を検討する。

## 第5 医療機関受診勧奨（重点★）

### 1 目的

特定健康診査等により、要受診、要治療等の判定となった者が、速やかに医療機関を受診し、必要な治療を受けることで、生活習慣病等の重症化予防を行うことが求められる。医療機関の受診が必要な（要受診勧奨）レベルの健康リスクを保有するが、医療機関で未治療である者に対して早期の医療機関受診を促し、疾病の重症化を防ぐことを目的とする。

図表 6-5-1 受診勧奨判定値と速やかに受診を要する値

項目（単位）	受診勧奨判定値	速やかに受診を要する値
収縮期血圧（mmHg）	140	160
拡張期血圧（mmHg）	90	100
空腹時血糖（mg/dl）	126	126
HbA1c（%）	6.5	6.5
LDL コレステロール（mg/dl）	140	180
中性脂肪（mg/dl）	300	500

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

ア 当支部及び事業主ともに実施している

イ 対象者基準等

「図表 6-5-1 の速やかに受診を要する値」の対象者で内分泌系疾患や循環器疾患等のレセプトの確認ができない者

ウ 受診勧奨の実施方法

冊子配布者のうち医療機関受診が確認できない3年連続対象者に、受診状況調査票を送付し受診勧奨を行った。受診勧奨対象者について産業医や産業保健師と情報共有し、面談または電話やメール等で受診勧奨している。

エ 評価の実施方法

2022年度健診結果で治療の有無の確認と、知事部局職員については産業医や産業保健師が受診勧奨し、確認している受診状況を把握し評価している。

## **(2) 課題と見直しの方向性**

受診勧奨対象者の医療機関受診者率が2022年度は32.0%で低い状況であり、医療機関受診者率の向上を目指していく。

## **3 実施内容（第3期における計画）**

### **(1) 実施機関**

知事部局については定期健康診断の事後措置を行っている産業医、産業保健師と連携して実施する。

### **(2) 実施項目**

高血糖・高血圧・脂質異常症などで受診勧奨値となっている者のうち、未受診者に対して、本部一括事業として受診勧奨通知が送付され、その後も未受診となっている者に、メール等にて受診勧奨を行う。知事部局については、定期健康診断の事後措置を行っている産業医、産業保健師と受診状況を共有し、受診勧奨を行う。

### **(3) 実施時期**

本部一括事業の受診勧奨通知送付後、本部からのレセプトデータによる追跡調査の結果送付後に実施する。

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム (成果)

図表 6-5-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022 年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
速やかに受診を要する者の医療機関受診率 (%)	72.4	72.4	72.4	72.4	72.4	72.4	72.4
高血圧症の状態コントロール割合 (%)	45.9	45.9	46.2	46.5	46.8	47.1	47.3
糖尿病の状態コントロール割合 (%)	81.8	81.8	82.3	82.8	83.3	83.8	84.3
脂質異常症の状態コントロール割合 (%)	50.6	50.6	50.9	51.2	51.5	51.8	52.0
受診勧奨対象者の医療機関受診者率 (%)	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
要受診勧奨レベル者の治療率 (%)	35.1	35.1	35.6	36.1	36.6	37.1	37.4

※血糖・血圧・脂質リスクごとの評価ではなく、3リスクの合計で評価

### (2) アウトプット (実績) (支部で記載)

図表 6-5-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022 年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
受診勧奨通知率 (%) ※	100	100	100	100	100	100	100
保健指導実施率 (%) ※	68.8	68.8	69.0	69.2	69.4	69.6	69.8

※血糖・血圧・脂質リスクごとの評価ではなく、3リスクの合計で評価

### (3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）

- ア 対象者への医療機関受診勧奨方法  
本部からの通知後に電話・メール・文書・面接等により実施。
- イ 医療機関受診確認方法  
本部の追跡調査結果に基づき対応後、レセプトから受診確認を行う。
- ウ 定期健康診断の事後措置との連携  
知事部局については情報を共有し、連携していく。

## 第6 身体活動・運動に関する事業

### 1 目的

身体活動や運動は、肥満や生活習慣病の疾病予防において重要である。健康増進や疾病管理のため、環境整備、情報提供、健康教育、セミナー等を通じて、身体活動を向上させ、適切な運動習慣をつけてもらうことを目的とする。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

<スポーツ施設利用助成事業>

全組合員を対象に実施。2022年度は9施設と契約し、スポーツ施設の延べ利用人数は5,036名。

<ミリオンウォーク事業>

全組合員及び20歳以上の被扶養者を対象に実施。

図表 6-6-1 ミリオンウォーク参加者数

2022年度	参加者数(名)		
	全体	組合員	被扶養者
Aコース(100万歩)	596	560	36
Bコース(80万歩)	283	246	37
合計	879	806	73

<元気回復助成事業>

全組合員を対象に実施。2022年度の助成利用者数93名。

<県職員球技大会及び健康づくりセミナー事業>

2022年度は新型コロナ感染拡大防止のため開催中止

#### (2) 課題と見直しの方向性

<スポーツ施設利用助成事業>

契約スポーツ施設が、北部地区、宮古地区にはないため、今後実施可能な施設について検討し、2施設増を見込む。

### 3 実施内容（第3期における計画）

以下のとおり、これまでの保健事業を継続する。

#### <スポーツ施設利用助成事業>

##### （1）実施機関

当支部が契約する実施機関（8施設）。また、北部地区、宮古地区で実施が可能な機関を検討する。

##### （2）実施項目

組合員（任意継続組合員を除く）が契約スポーツ施設等を利用した場合、利用金額の一部を助成。自己負担550円～3,150円で1施設あたり5回まで利用できる。

##### （3）実施時期

通年

#### <ミリオンウォーク事業>

##### （1）実施機関

当支部

##### （2）実施項目

4か月の実施期間内に合計歩数100万歩または80万歩を目標にウォーキングを実施。合計歩数によって達成した組合員（任意継続組合員を除く）及び被扶養者（20歳以上）には、達成したコース別に記念品（商品券等）を贈呈。

また、車椅子での参加者は車椅子を自走した距離70cmを1歩として換算し、距離に応じた歩数とする。

##### （3）実施時期

10月～1月までの4か月間

#### <元気回復助成事業>

##### （1）実施機関

当支部

## (2) 実施項目

所属単位で実施する元気回復事業（各種運動競技大会、スポーツ大会及び健康増進に資する健康講演会（セミナー等））に参加した組合員1人あたり1,000円（年額）を限度とし、助成対象経費（体育館・運動場等の会場使用料、保険料、スポーツ大会への参加料等）を助成金額として交付する。

## (3) 実施時期

通年

### <県職員球技大会>

#### (1) 実施機関

沖縄県、沖縄県関係職員連合労働組合及び当支部の三者が主催。  
本庁A、本庁B、本庁C、那覇、南部、中部、北部、宮古、八重山の9区の機関で実施。

#### (2) 実施項目

県内を9区に区分し、そのブロック内の機関で行われる球技大会に係る費用を負担。

#### (3) 実施時期

通年

### <健康づくりセミナー事業>

#### (1) 実施機関

当支部が契約する実施機関

#### (2) 実施項目

##### ア 対象者

組合員（任意継続組合員を除く）

##### イ 実施内容

栄養及び運動に関する健康教育教室（講座、実技）とする。

「栄養編」では、管理栄養士による食育SATシステムを活用した食事バランスの整え方等の講義を行う。「運動編」では、健康運動指導士による健康維持のための運動習慣の重要性について、簡単に実践できる運動等の実技を含めた講義を行う。

ウ 定員数

48名

なお、受講希望者が定員人数を超えた場合、①20歳代、30歳代の者、②40歳以上で特定保健指導の対象外となった者を優先基準として選考する。

**(3) 実施時期**

年1回

**4 評価指標と目標値**

**(1) アウトカム (成果)**

図表 6-6-2 支部目標

指標 (単位)	現状値	目標値					
	(2022年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施の回答が「はい」の割合 (%)	24.9	24.9	25.6	26.3	27.0	27.6	28.2
日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施の回答が「はい」の割合 (%)	32.6	32.6	32.9	33.2	33.5	33.7	33.9
ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いの回答が「はい」の割合 (%)	42.6	42.6	43.6	44.6	45.6	46.6	47.6

(2) アウトプット (実績)

図表 6-6-3 支部目標

指標 (単位)	現状値	目標値					
	2022 年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
身体活動・運動に関する事業の参加者数 (人)							
①スポーツ施設利用助成事業 (延べ利用者数)	5,036	6,500	6,750	7,000	7,250	7,500	7,800
②ミリオンウォーク事業	879	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550
③元気回復助成事業	93	250	260	270	280	290	300
④県職員球技大会	—	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
身体活動・運動に関する健康教育やイベント等の開催回数 (回)	1	2	2	2	2	2	2

(3) プロセス (過程) 及びストラクチャー (構造)

ア 身体活動・運動に関する事業に対するニーズや満足度の把握

ミリオンウォーク事業及び健康づくりセミナー事業実施後に、参加者へアンケート調査を実施。

イ 身体活動・運動を促す環境整備

身体活動を促すチラシを庁内イントラネットに掲載、また庁舎内にも掲示。

参考：厚生労働省「健康スコアリングレポート」

適切な運動：運動習慣に関する3つの問診項目のうち2つ以上が適切

運動習慣に関する問診項目の「適切」の該当基準

- ① 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施の回答が「はい」
- ② 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施の回答が「はい」
- ③ ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いの回答が「はい」

## 第7 食行動・栄養に関する事業

### 1 目的

適切な食習慣は、肥満や生活習慣病の疾病予防における基本である。健康増進や疾病管理のため、環境整備、情報提供、健康教育、セミナー、個別指導等を通じて、適切な食習慣を身につけてもらうことを目的とする。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

<健康づくりセミナー事業>

2022年度は新型コロナ感染拡大防止のため開催中止

#### (2) 課題と見直しの方向性（支部で記載）

40歳以上の組合員に対しては、特定保健指導で生活習慣を見直す機会が設けられているが、40歳未満の者についてはこのような機会が少ない状況である。また、若年層への健康教育、健康管理意識の高揚及び生活習慣の改善を促し、将来の特定保健指導該当者数の減少につなげることを目指す。そのため、2023年度からは当事業の参加対象者を全年齢の組合員に広げ、セミナーの申請者が定員人数を超えた場合は、20歳代、30歳代を優先とする。

### 3 実施内容（第3期における計画）

#### (1) 実施機関

当支部が契約する実施機関

#### (2) 実施項目

ア 対象者

組合員（任意継続組合員を除く）

イ 実施内容

栄養及び運動に関する健康教育教室（講座、実技）とする。

「栄養編」では、管理栄養士による食育SATシステムを活用した食事バランスの

整え方等の講義を行う。「運動編」では、健康運動指導士による健康維持のための運動習慣の重要性について、簡単に実践できる運動等の実技を含めた講義を行う。「保健編」については保健師等による健康維持のための適切な生活習慣や働き盛り世代に多い生活習慣病等について講義を行う。

ウ 定員数

48名

なお、受講希望者が定員人数を超えた場合、①20歳代、30歳代の者、②40歳以上で特定保健指導の対象外となった者を優先基準として選考する。

**(3) 実施時期**

年1回

**4 評価指標と目標値**

**(1) アウトカム (成果)**

図表 6-7-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
人と比較して食べる速度が速いの回答が「ふつう」または「遅い」の割合 (%)	62.6	62.6	63.3	64.0	64.6	65.2	65.8
就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上あるの回答が「いいえ」の割合 (%)	72.1	72.1	72.3	72.5	72.7	72.9	73.2
朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していませんかの回答が「ほとんど摂取しない」の割合 (%)	16.7	16.7	16.8	16.9	17.0	17.1	17.3
朝食を抜くことが週に3回以上ある」の回答が「いいえ」の割合 (%)	69.4	69.4	69.9	70.4	70.9	71.4	71.9

**(2) アウトプット (実績)**

図表 6-7-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022 年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
食生活・栄養に関する事業の参加者数 (人)	—	48	48	48	48	48	48
食生活・栄養に関する健康教育やイベント等の開催回数 (回)	—	1	1	1	1	1	1

**(3) プロセス (過程) 及びストラクチャー (構造)**

食・栄養に関する事業に対するニーズや満足度については、健康づくりセミナー事業実施後に、参加者へアンケート調査を実施することで把握する。

**参考：厚生労働省「健康スコアリングレポート」**

適切な食事：食事習慣に関する 4 つの問診項目のうち 3 つ以上が適切  
食事習慣に関する問診項目の「適切」の該当基準

- ① 人と比較して食べる速度が速いの回答が「ふつう」または「遅い」
- ② 就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上あるの回答が「いいえ」
- ③ 朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますかの回答が「ほとんど摂取しない」
- ④ 朝食を抜くことが週に 3 回以上あるの回答が「いいえ」

## 第8 受動喫煙防止・喫煙対策

### 1 目的

喫煙（能動喫煙及び受動喫煙）は生活習慣病やがん等の疾病の最も大きな原因である。受動喫煙防止対策、情報提供・普及啓発、禁煙相談・支援を中心に、包括的に対策を行うことで、喫煙率を低下させ、ひいては、喫煙による健康被害を予防することを目的とする。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

ア 喫煙率については、健康診断の結果から把握できている。

イ 禁煙外来助成事業

医療機関等で禁煙治療により禁煙に成功した組合員に対し、上限 10,000 円の助成を行っているが、2022 年度は助成利用者なし。

ウ 禁煙に関する啓発

本部一括事業として、医療費通知に同封するリーフレットに禁煙についての内容を記載し、啓発を行っている。

エ 禁煙に関する健康教育

事業主による禁煙に関する動画配信

オ 職場における禁煙対策

県本庁舎及び一部の出先機関においては、令和元年 7 月 1 日より敷地内全面禁煙実施。

#### (2) 課題と見直しの方向性

40 歳以上の組合員における喫煙率は減少傾向にある。特定保健指導対象者のうち、喫煙者については禁煙の意思を確認の上、禁煙指導を実施し、禁煙外来助成事業案内しているが、利用者は少ない状況であり、事業利用を促していく。

### 3 実施内容（第3期における計画）

以下のとおり、これまでの保健事業を継続する。

#### 受動喫煙防止対策

##### <職場における禁煙対策>

事業主による県本庁舎及び一部の出先機関敷地内全面禁煙実施

#### 禁煙相談・支援

##### <禁煙外来助成事業>

###### （1）実施機関

医療機関または沖縄県職員健康管理センター（事業主）

###### （2）実施項目

###### ア 対象者

喫煙している組合員（任意継続組合員を除く）のうち、禁煙を希望する者。

###### イ 助成要件

次のいずれかに該当すること。ただし、過去に当該助成金の交付を受けた者については助成対象としない。

①医療機関で禁煙外来治療を受け、禁煙治療を終了していること。

②沖縄県職員健康管理センターの指導を受け、3か月間禁煙の継続が呼気の一酸化炭素濃度測定で推定されていること。

###### ウ 助成対象等

禁煙外来治療に要した受診料等（保険者負担を除く自己負担額）及び市販の禁煙補助薬の購入費用とし、助成上限額は10,000円

###### （3）実施時期

通年

##### <特定保健指導での禁煙指導>

###### （1）実施機関

医療機関または当支部

**(2) 実施項目**

ア 対象者

特定保健指導対象者における喫煙者で、禁煙の意思がある者

イ 実施内容

特定保健指導時に対象者へ禁煙指導を行う。また禁煙外来助成事業の案内を行う。

**(3) 実施時期**

通年

<事業主による禁煙指導>

**(1) 実施機関**

事業主

**(2) 実施項目**

ア 対象者

健診結果により、産業医が要保健指導と判断した組合員

イ 実施内容

産業医、産業保健師による禁煙指導の実施。

**(3) 実施時期**

通年

情報提供・普及啓発

<禁煙に関する健康教育>

**(1) 実施機関**

事業主

**(2) 実施項目**

禁煙に関する動画配信

**(3) 実施時期**

通年

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム (成果)

図表 6-8-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
喫煙率 (本人) (%)	8.8	8.8	8.6	8.4	8.2	8.0	7.8
喫煙率 (被扶養者) (%)	3.0	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5
禁煙支援事業の禁煙達成者数 (人)	0	2	3	4	5	5	5

### (2) アウトプット (実績)

図表 6-8-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
禁煙支援事業の参加者数 (人)	0	2	3	4	5	5	5
健康教育等のイベントへの参加人数 (人) ※	0	—	—	—	—	—	—
健康教育等のイベントの実施回数 (回) ※	0	—	—	—	—	—	—

※他支部の開催状況、内容を踏まえて今後の実施について検討を行う。

### (3) プロセス (過程) 及びストラクチャー (構造)

#### ア 敷地内・施設内禁煙の状況

県本庁舎及び一部の出先機関においては、令和元年より敷地内全面禁煙を実施している。

#### イ 特定保健指導、定期健診後の禁煙指導

当支部及び事業主により実施している

**参考：厚生労働省「健康スコアリングレポート」**

喫煙：問診「現在、たばこを習慣的に吸っている」に「はい」と回答した者

※ 第4期特定健康診査等実施計画より、問診項目が変更される。

「現在、たばこを習慣的に吸っている」（条件1と条件2を両方満たす者）

条件1：最近1ヵ月間吸っている

条件2：生涯で6か月以上吸っている、又は合計100本以上吸っている

- ① はい(条件1と条件2を両方満たす)
- ② 以前は吸っていたが、最近1ヵ月間は吸っていない(条件2のみ満たす)
- ③ いいえ(①②以外)

## 第9 飲酒に関する事業

### 1 目的

適切な飲酒習慣をつけること（過量飲酒でないこと）は、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の疾病予防において重要である。情報提供、普及啓発、個人への指導等を通じて、「適切な飲酒習慣」を促し、多量飲酒者を減少させ、ひいては、飲酒を原因とする健康障害を予防することを目的とする。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

##### ア 情報提供、啓発

本部一括事業として、医療費通知に同封するリーフレット（飲酒の健康影響の意識啓発の内容が記載されている）を組合員に周知しているが、それ外の情報提供、啓発事業は実施していない。

##### イ 個別指導

特定保健指導時または産業医や産業保健師による定期健診後の面談等で、多量飲酒者に対して、飲酒を原因とする健康障害について説明し、適正な飲酒習慣の必要性を指導している。

#### (2) 課題と見直しの方向性

2022年度の特定健診受診者のうち、多量飲酒群に該当する者の割合が4.6%であり、減少することを目指す。

また、飲酒に関するセミナーの開催は、対象者が実際にどれだけ参加するのか、ニーズの面からも実施について検討が必要である。

### 3 実施内容（第3期における計画）

#### (1) 実施機関

知事部局については、健診事後措置を実施する産業医・産業保健師と連携し、実施する。

## (2) 実施項目

- ア 医療費通知に同封された飲酒の健康影響の意識啓発リーフレットの送付。
- イ 特定保健指導時の多量飲酒群への適正飲酒指導。
- ウ 健診事後措置を実施する産業医・産業保健師による適正飲酒指導。
- エ 問題飲酒者についてはメンタル対策を担当している産業医・産業保健師と連携していく。

## (3) 実施時期

通年

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム (成果)

図表 6-9-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
「多量飲酒群」に該当しない者の割合 (%)	92.5	92.5	92.6	92.7	92.8	92.9	93.0

### (2) アウトプット (実績)

図表 6-9-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
飲酒に関する事業の参加人数 (人) ※	0	—	—	—	—	—	—
飲酒に関する事業の開催回数 (回) ※	0	—	—	—	—	—	—

※他支部の開催状況、内容を踏まえて、今後の実施について検討していく。

### (3) プロセス (過程) 及びストラクチャー (構造)

問題飲酒者に対し、事業主と連携しながら、特定保健指導、定期健診後の面接等における飲酒に関する指導を実施していく。

参考：厚生労働省「健康スコアリングレポート」

適切な飲酒：「多量飲酒群」（①または②）に該当しない者

- ① 飲酒頻度が「毎日」で1日あたり飲酒量が2合以上
- ② 飲酒頻度が「時々」で1日あたり飲酒量が3合以上の者

※第4期特定健康診査等実施計画より、問診項目が変更される。

# 第10 がん検診

## 1 目的

がん（悪性新生物）は死因の上位を占めるとともに、医療費の点でも大きな割合を占める。がん検診は、国や都道府県でもがん対策推進基本計画等によって推進されているが、職域においても厚生労働省「職域におけるがん検診に関するマニュアル」が定められ、エビデンスに基づくがん検診の推進（胃、大腸、肺、乳、子宮頸がん）が求められるとともに、受診者や受診後のフォローを含めた情報管理、精度管理の推進が求められている。がんの早期発見、早期治療のため、がん検診の受診率を向上させるとともに、精密検査の受診勧奨、精度管理等にも取り組む。

## 2 これまでの実施状況等

### (1) 実施状況

がん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮頸）について

図表 6-10-1 がん検診実施状況（2022 年度）

	実施方法	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
組合員	集団検診	—	実施している（実施主体：事業主）	実施している（実施主体：事業主）	—	—
	人間ドック	実施している（実施主体：支部）	実施している（実施主体：支部）	実施している（実施主体：支部）	— （自己負担で受診）	— （自己負担で受診）
	その他	疾病予防検診助成事業にて実施している（実施主体：支部）	疾病予防検診助成事業にて実施している（実施主体：支部）	疾病予防検診助成事業にて実施している（実施主体：支部）	疾病予防検診助成事業にて実施している（実施主体：支部）	疾病予防検診助成事業にて実施している（実施主体：支部）
被扶養配偶者	人間ドック	実施している（実施主体：支部）	実施している（実施主体：支部）	実施している（実施主体：支部）	— （自己負担で受診）	— （自己負担で受診）

図表 6-10-2 がん検診 検査方法と対象者の基準 (2022 年度)

	項目	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん	
組合員	検査方法	胃部 X 線検査、 内視鏡検査	便潜血検査	胸部 X 線検査	乳房 X 線検査、 超音波検査	視診、細胞診、 内診、	
	対象者の基準	人間ドック (実施主体：支部)	30 歳、35 歳、 40 歳以上の人間 ドック受診を希望する組合員	30 歳、35 歳、 40 歳以上の人間 ドック受診を希望する組合員	30 歳、35 歳、 40 歳以上の人間 ドック受診を希望する組合員	30 歳、35 歳、 40 歳以上の人間 ドック受診を希望する組合員 で、自己負担で 受診	30 歳、35 歳、 40 歳以上の人間 ドック受診を希望する組合員 で、自己負担で 受診
		疾病予防 検診助成金 (実施主体：支部)	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員
		集団検診 (実施主体：事業主)	実施なし	40 歳以上で希望する組合員	20 歳、25 歳、 30 歳、35 歳、40 歳以上の組合員	実施なし	実施なし
被扶養配偶者	対象者の基準 人間ドック (実施主体：支部)	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者で、自己負担で受診	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者で、自己負担で受診	

※任意継続組合員は対象外

図表 6-10-3 がん検診 対象者等の把握 (2022 年度)

把握対象	把握状況	把握している場合の方法
がん検診の受診者	一部把握している	疾病予防検診助成金制度で受診した組合員のみ把握。組合員の助成金申請により受診を把握。
がん検診の受診結果	把握していない	
がん検診の精密検査受診者	把握していない	
がん検診の精密検査受診結果	把握していない	

## (2) 課題と見直しの方向性

疾病予防検診助成事業では、組合員の検査結果や精密検査受診率が把握出来ない等の課題がある。また、支部の実施する人間ドック受診者が、オプションで受診したがん検診についても把握出来ない。

そのため、疾病予防検診助成事業を廃止し、新たになん検診等事業を開始する。また、人間ドックにおいても、組合員等が受診したオプション項目のうち、胃内視鏡検査、喀痰検査、子宮頸がん検査、乳がん検査（マンモ、エコー）、前立腺がん検査について、契約する実施機関からの報告を受けることとする。

### 3 実施内容（第3期における計画）

#### <がん検診等事業>

##### （1）実施機関

当支部が契約する実施機関（8機関）

##### （2）実施項目

###### ア 対象者

当支部の実施する人間ドック受診者を除く組合員（任意継続組合員を除く）。

###### イ 検査項目

「図表 6-10-4 がん検診 検査方法と対象者の基準（2024年度）」のとおり。

###### ウ 実施内容

契約する実施機関で受診した際に、受診費用の一部を助成

##### （3）実施時期

10月～1月

#### <人間ドック事業>

「第3 人間ドック」及び「図表 6-10-4 がん検診 検査方法と対象者の基準（2024年度）」のとおり。

#### <事業主による集団検診>

「図表 6-10-4 がん検診 検査方法と対象者の基準（2024年度）」のとおり。

図表 6-10-4 がん検診 検査方法と対象者の基準 (2024 年度)

	項目	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん	前立腺がん	腹部各種がん (肝臓、脾臓、胆嚢等)
組合員	検査方法	胃部 X 線検査、内視鏡検査 (どちらか 1 つ)	便潜血検査	胸部 X 線検査、喀痰検査	乳房 X 線検査、超音波検査	視診、細胞診、内診、	P S A 血液検査	超音波検査
	がん検診等事業 (実施主体:支部)	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員※ 喀痰検査については、胸部 X 線検査を受けた方で、禁煙指数が 600 以上の組合員	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員	人間ドック受診者を除く組合員
	人間ドック (実施主体:共同)	30 歳、35 歳、40 歳以上の人間ドック受診を希望する組合員	30 歳、35 歳、40 歳以上の人間ドック受診を希望する組合員	30 歳、35 歳、40 歳以上の人間ドック受診を希望する組合員	30 歳、35 歳、40 歳以上の人間ドック受診を希望する組合員で、自己負担で受診			
	集団検診 (実施主体:事業主)	実施なし	40 歳以上で希望する組合員	20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳以上の組合員	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
被扶養配偶者	対象者の基準 人間ドック (実施主体:支部)	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者で、自己負担で受診	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者で、自己負担で受診	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者で、自己負担で受診	40 歳～74 歳の人間ドック受診希望者で、自己負担で受診

※任意継続組合員は対象外

図表 6-10-5 国の推奨するがん検診

部位	検査方法	対象	受診期間
胃がん (いずれか)	胃部エックス線検査	40 歳以上	1 年に 1 回
	胃管内視鏡検査	50 歳以上	2 年に 1 回
大腸がん	便潜血検査	40 歳以上	1 年に 1 回
肺がん	胸部エックス線検査	40 歳以上	1 年に 1 回
	喀痰細胞診	50 歳以上で喫煙指数 600 以上	1 年に 1 回
乳がん	マンモグラフィ	40 歳以上	2 年に 1 回
子宮頸がん	視診、細胞診、内診	20 歳以上	2 年に 1 回

厚生労働省「職域におけるがん検診に関するマニュアル」より

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム (成果)

図表 6-10-6 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022 年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
がんによる死亡者数 (人)	8	—	—	—	—	—	—
がんの一人当たり医療 費 (円)	300,879	前年度比横ばい、または減少					

※ がんによる死亡者数は「0」であることが望ましいが、遺伝等の要因もあり一概に保健事業で減らすことができるとは言えないため目標設定することが難しい。しかし、2024 年度から開始したがん検診等事業により、早期発見、早期治療につなげ医療費の抑制を図りたいため、がん一人当たりの医療費についてのみ目標を設定。

### (2) アウトプット (実績)

第3期データヘルス計画では、事業の成果がより重要視される内容となり、成果に向けたアウトプットの指標として組合員等のがん検診の受診率及び精密検査受診率が設定されたが、現在当支部では把握していないため、目標値の設定が困難である。

そのため、2024 年度から開始するがん等検診事業等の実績により今後目標値を設定する。

図表 6-10-7 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
がん検診受診率（がん検診等事業、人間ドック事業、事業主集団検診での受診合計）							
胃がん検診	—						
大腸がん検診	—						
肺がん検診	—						
乳がん検診	—						
子宮頸がん検診	—						
前立腺がん検診	—						
腹部各種がん検診	—						
精密検査受診率（がん検診等事業のみ）							
胃がん検診	—						
大腸がん検診	—						
肺がん検診	—						
乳がん検診	—						
子宮頸がん検診	—						
前立腺がん検診	—						
腹部各種がん検診	—						

### (3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）

#### ア 事業の実施方法

- ① 受診希望者は実施機関に予約後、電子申請サービスにて当支部へ受診申込を行う。
- ② 当支部から受診希望者に対し「受診許可証書」を送付。
- ③ 受診者は②を持参のうえ実施機関で受診
- ④ 実施機関が完了報告書及び検査結果を当支部へ提出。

#### イ 受診勧奨の実施と方法

精密検査対象となった組合員へ、3月中旬までに受診可否についてのアンケート調査を行い、未受診の組合員については、本人あて通知文等による受診勧奨を行う。

参考：がん検診の精度管理の指標

精検受診率：精検を受けた人の割合（／要精検者数）  
 精検未把握率：精検を受けたかどうか不明の人の割合（／要精検者数）  
 精検未受診率：精検を受けていない人の割合（／要精検者数）  
 要精検率：要精密検査となった人の割合（／受診者数）  
 がん発見率：がんが発見された人の割合（／検診受診者数）  
 陽性反応的中度：がん発見者数／要精検者数

精度管理項目		乳がん	子宮頸がん	大腸がん	胃がん	肺がん
精検受診率	許容値	80%以上	70%以上			
	目標値	90%以上				
未把握率	許容値	10%以下				
	目標値	5%以下				
精検未受診率	許容値	10%以下	20%以下			
	目標値	5%以下				
精検未受診・未把握率	許容値	20%以下	30%以下			20%以下
	目標値	10%以下				
要精検率（許容値）		11.0%以下	1.4%以下	7.0%以下	11.0%以下	3.0%以下
がん発見率（許容値）		0.23%以上	0.05%以上	0.13%以上	0.11%以上	0.03%以上
陽性反応の集中度※（許容値）		2.5%以上	4.0%以上	1.9%以上	1.0%以上	1.3%以上

## 第 11 歯科保健事業

### 1 目的

歯科に関する事業は、歯・口腔状態が全身に及ぼす影響から、重要性が高まっている。また、歯科医療費は全体の医療費の多くを占めることから、歯科に関する事業は保険者として積極的に取り組むべきである。歯科・歯周病健診・歯科保健指導により、口腔衛生意識の向上をはかり、歯周病リスク等を早期に発見し、歯周病保有者等について適切な歯科医療受診に繋げる。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

##### ア 歯科健診事業

当支部が実施する人間ドック受診者を除く組合員本人を対象に、疾病予防検診助成事業により、歯科健診を受診した組合員へ助成を行っているが、2022 年度において、歯科健診の受診者は1名のみであった。

また、歯科健診後の事後フォロー（受診勧奨）や保健指導（口腔ケア）は実施なし。

##### イ 歯科に関する教育・啓発

健康教育は実施していない。

また、リーフレット等を用いた啓発は、本部一括事業として、医療費通知に同封するリーフレットを用いて組合員等に周知を行っている。

#### (2) 課題と見直しの方向性

歯の疾病は、当支部の組合員の疾病別医療費（2022 年度）において、その他の疾患を除くと、2 番目に高くなっているが、疾病予防検診助成事業を利用した歯科健診受診者がほとんどいない。

そのため、歯科健診事業を新たに開始し、う蝕や歯肉炎の早期発見の機会を提供する。

### 3 実施内容（第 3 期における計画）

#### (1) 実施機関

沖縄県歯科医師会と契約。歯科医師会に加盟する約 350 か所の歯科医院で実施

## (2) 実施項目

### ア 対象者

組合員（任意継続組合員は対象外）

### イ 検査項目

歯の状態、歯肉の状態（歯周ポケット測定）、口腔清掃状況、口腔粘膜、舌等軟組織の異常、咬合の状態、歯牙欠損部位の状況、その他（顎関節等）所見の有無、総合評価。

### ウ 実施内容

歯科健診にかかる費用を全額助成。

## (3) 実施時期

8月～12月

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム（成果）

図表 6-11-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
要歯科受診者の歯科医療機関受診率 (%)	37.5	37.5	38.8	40.1	41.4	42.7	43.9
一人当たり歯科医療費 (円)	35,160	前年度比横ばい、または減少					

### (2) アウトプット（実績）

図表 6-11-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
歯科口腔ケアの啓発回数 (回)	1	2	2	2	2	2	2
歯科健診受診率 (%)	0	2	3	4	5	6	7
歯科に関する教育やセミナーの開催回数 (回)	0	1	1	1	1	1	1

### (3) プロセス (過程) 及びストラクチャー (構造)

#### ア 実施方法

- ① 受診希望者は、歯科医院へ予約後、電子申請サービスにて当支部へ受診申込を行う。
- ② 当支部から受診希望者に対し「受診許可証書」と「歯科質問票及び口腔健診票」を送付。
- ③ 組合員本人が②を持参の上、医療機関で受診
- ④ 歯科医師会が取りまとめて、受診した翌月末までに受診者名簿と健診結果を当支部へ提出。

## 第12 こころの健康づくり

### 1 目的

こころの健康づくりは、心身ともに生き生き生活する意味においても重要である。職場環境の整備は事業主の役割であるが、健康相談については当組合において電話健康相談（地共済健康ダイヤル、セカンドオピニオンサービス、地共済こころの健康相談窓口）を実施している。睡眠、休養もこころの健康づくりの他、1次予防から3次予防まで、包括的な保健事業が考えられるが、コラボヘルスが必要である場合があり、支部と事業主の実態に合わせて実施する。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

##### ア メンタルヘルス相談事業

組合員及び被扶養者を対象に実施。2022年度は6機関と契約し、相談件数は218件。

##### イ 電話健康相談事業（地共済健康ダイヤル、セカンドオピニオンサービス、地共済こころの健康相談窓口）

本部一括実施。専用ダイヤル（通話料無料）で健康相談ができる。

##### ウ ストレスチェック事業

事業主が実施。事業主によりストレスチェック集団分析結果を活用している。

図表 6-12-1 ストレスチェック実績

2022年	受検率 (%)	高ストレス者率（産業医面談対象者率） (%)	面談実施者数 (人)
知事部局	77.7	4.9	25

##### エ メンタルヘルス（セルフケア・ラインケア等）に関する健康教育

県（知事部局）と共催でメンタルヘルス研修会（セルフケア研修（一般の職員向け）及びラインケア研修（管理監督者向け））を行ってきたが、2022年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止。

オ 職場環境の改善について

事業主により、ストレスチェックの集団分析結果で総合健康リスクが高い職場に対して、職場環境の改善の促しを実施している。

カ 職場復帰支援について

県は、精神疾患により休職等をしていた組合員が復職する際、円滑に復帰することができるよう、復職等の日から一定の期間において勤務軽減措置の適用を行う復職支援を実施している。

キ 休職者に対する事業主と当支部の連携はない

## (2) 課題と見直しの方向性

知事部局以外の事業主が実施するストレスチェック事業の実績把握のため、事業主との連携が必要。

また、孤立しがちな子育て家庭のストレスケア対策のため、子育て支援冊子の配布により、メンタルヘルスの増進及び乳幼児医療費の適正化を図る。

## 3 実施内容（第3期における計画）

以下のとおり、これまでの保健事業を継続するとともに、新たに子育て支援冊子の配布事業を開始する。

### <メンタルヘルス相談事業>

#### (1) 実施機関

当支部が契約する実施機関（6機関）

#### (2) 実施項目

全組合員（任意継続組合員は除く）及び被扶養者が、専用ダイヤルにて電話、メンタルヘルス相談実施機関を利用した場合、利用金額の全額を助成。1年度につき12回までの利用とする。

#### (3) 実施時期

通年

### ＜電話健康相談事業＞本部一括事業

#### (1) 実施機関

ティーペック株式会社（本部契約）

#### (2) 実施項目

全組合員及び被扶養者が、通話料無料の専用ダイヤル（地共済健康ダイヤル、セカンドオピニオンサービス、地共済こころの健康相談窓口）にて、健康相談ができる。  
地共済こころの健康相談窓口はオンライン面談も実施している。

#### (3) 実施時期

通年

### ＜子育て支援冊子配布事業＞

#### (1) 実施機関

当支部

#### (2) 実施項目

- ア 対象者  
出産費の申請をした全組合員
- イ 配布冊子  
子育て支援冊子

#### (3) 実施時期

通年

### ＜メンタルヘルスケア研修会＞

#### (1) 実施機関

県（知事部局）と当支部の共催。

#### (2) 実施項目

県が企画、運営し、当支部が研修に係る費用を負担。セルフケア研修（一般の職員向け）及びラインケア研修（管理監督者向け）を行う。

(3) 実施時期

年1～2回

4 評価指標と目標値

(1) アウトカム (成果)

図表 6-12-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	(2022年度)	2024	2025	2026	2027	2028	2029
適切な睡眠習慣の保有率 (%)	60.0	60.0	60.1	60.2	60.3	60.4	60.5
一人当たり精神疾患医療費 (円)	67,074	前年度比横ばい、または減少					
精神疾患を原因とする休職者数 (人)		—	保留				
高ストレス者割合 (%)	40.0	40.0	39.9	39.8	39.7	39.6	39.5

(2) アウトプット (実績)

図表 6-12-3 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
健康相談件数(電話)(件)	178	250	260	270	280	290	300
健康相談件数(対面)(件)	218	270	280	290	300	310	320
ストレスチェック医師面接指導率 (%) ※	11.7	—	—	—	—	—	—
ストレスチェック受検率 (%) ※	77.7	—	—	—	—	—	—
復職支援人数 (人) ※	—	—	—	—	—	—	—
こころの健康に関する教育等の参加人数 (人)	0	120	120	120	120	120	120
こころの健康に関する教育等の開催回数 (回数)	0	2	2	2	2	2	2

※県(事業主)実施事業のため、目標値設定不可。

### (3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）

本部一括事業として行っている、電話相談窓口及び上記の事業については、年度初めに保健事業のチラシを作成し、全組合員へ周知を行うとともに、庁内のイントラネットにも掲載。

参考：厚生労働省「健康スコアリングレポート」

適切な睡眠：問診「睡眠で休養が十分とれている」に「はい」と回答した者

## 第13 予防接種

### 1 目的

予防接種（インフルエンザ）は、健康被害だけでなく、罹患すると一定期間出勤ができなくなるため、いわゆる事業継続計画（BCP）の意味においても重要である。インフルエンザは、予防接種により罹患や重症化を抑えることが期待されている。当組合においても、健康づくり事業として、インフルエンザ予防接種を推進する。

### 2 これまでの実施状況等

#### （1）実施状況

これまで県互助会「福利振興会」で実施していたが、2020年度に同会が廃止となり、事業の実施はしていない。

#### （2）課題と見直しの方向性

当支部での実施において実施体制の整備が課題。

### 3 実施内容（第3期における計画）（支部で記載）

※以下の内容での開始を検討。

#### （1）実施機関

当支部。組合員が予防接種する医療機関を選択。

#### （2）実施項目

ア 対象者  
組合員

イ 実施内容  
インフルエンザ予防接種を受けた場合、その金額の一部を助成する。

#### （3）実施時期

秋～冬頃を予定

### 4 評価指標と目標値

#### （1）アウトカム（成果）

図表 6-13-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
インフルエンザ罹患者数（人）	3,524	前年度比横ばい、または減少					

#### （2）アウトプット（実績）（支部で記載）

図表 6-13-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
予防接種補助人数（人）	0	—	—	—	—	—	—

#### （3）プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）

助成金の支払い方法を含め、実施方法について検討を行う。

## 第14 後発（ジェネリック）医薬品普及促進

### 1 目的

国は、後発（ジェネリック）医薬品の数量シェア利用率の目標値を80%とし、利用促進を図っている。当組合の組合全体の利用率は81.5%（2023年3月診療）であり、目標を達成しているが医療費の多くを占める薬剤費を抑えるためにも後発（ジェネリック）医薬品利用促進は重要である。差額通知（利用促進通知）等の情報提供により、後発（ジェネリック）医薬品への理解を促進するための啓発を行い、後発（ジェネリック）医薬品への切替を促進し、利用率を高めることを目的とする。

### 2 これまでの実施状況等

#### （1）実施状況

本部一括で実施

通知者の選定条件

- ・前年度までにおいて、ジェネリック医薬品の差額通知を受取り、既に一度でもジェネリック医薬品を使用したことがある者は、通知対象者から除外
- ・精神病、癌及びH I Vの疾病に係る医薬品は除外
- ・差額通知によりジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額が下がる総額について、その額が多い者から順番に抽出し、組合全体で概ね4万人で記載

図表 6-14-1 後発（ジェネリック）医薬品に関する通知送付変更率及び数量ベース利用率

年度	通知送付者変更率 (%)	新数量ベース利用率 (%)
2022 (2022/12)	83.5	89.1
2021 (2021/12)	83.0	88.8
2020 (2020/12)	81.3	88.9
2019 (2019/12)	79.0	87.7
2018 (2018/12)	77.4	79.0

## (2) 課題と見直しの方向性

特になし。

## 3 実施内容（第3期における計画）

レセプト期間及び送付タイミング、対象者抽出条件（差額、対象外とする疾病や医薬品等）を本部にて設定し、医科及び調剤レセプトから本部一括で差額通知を作成し、支部経由で対象者に送付する。

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム（成果）

図表 6-14-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
数量ベース利用率 (%)	89.1	89.1	89.2	89.3	89.4	89.5	89.6

### (2) アウトプット（実績）

図表 6-14-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
通知率 (%)	100	100	100	100	100	100	100

### (3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）

- ・ 後発（ジェネリック）医薬品の使用状況の把握
- ・ 後発（ジェネリック）医薬品利用促進方法（通知、情報提供等）の検討

## 第 15 適正受診・服薬推進

### 1 目的

同時期の複数の医療機関の受診（重複受診）、頻回での医療機関の受診（頻回受診）、同じ効果の医薬品を複数処方（重複服薬）、多数の薬の投与（多剤、多重、ポリファーマシー）、誤った組み合わせの処方（併用禁忌）等に対して、一定の基準を設けて通知や指導等を行い、受診や服薬を改善する（適正受診・服薬）ことが求められている。本事業は、一定の基準のもと、不適正と考えられる者に対して、通知や指導等を行うことで、受診や服薬・処方を適正化することを目的とする。なお、受診や服薬・処方の適正については一律な基準を設定することは難しく、また、適正化の効果的な方法も確立されていないことから、当面、試験的な事業として実施する。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

適正受診・服薬推進に関する事業は実施していない。

#### (2) 課題と見直しの方向性

過剰な医薬品の処方による身体への影響防止や薬剤費抑制などを目的とし、適切な医療のかかり方として厚生労働省後期高齢者支援金減算評価指標に本事業の実施及び事業評価が求められた。本事業は専門性が高く、また、対象者からの問合せ等が相応にあると想定されるため、本部が専門性を確保した委託業者と契約し、本部一括で実施する（令和7年度より実施予定）。

### 3 実施内容（第3期における計画）

レセプト期間及び送付タイミング、対象者抽出条件（重複受診、頻回受診、重複投薬、多剤投与）を本部にて設定し、医科及び調剤レセプトから本部一括で適正受診・服薬促進通知を作成し、支部経由で対象者に送付する（令和7年度より実施予定）。

## 4 評価指標と目標値

今後、事業を行いながら、以下の評価指標及び目標値について検討する。

図表 6-15-1 支部目標

別途本部で検討

区 分	指標の例
アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複受診割合</li> <li>・ 頻回受診割合</li> <li>・ 重複服薬割合</li> <li>・ 多剤投与割合</li> <li>・ 通知等による改善率</li> </ul>
アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知率</li> <li>・ 健康相談利用率</li> </ul>

## 第16 予防・健康づくりのインセンティブ（重点★）

### 1 目的

健康インセンティブは、健康増進アプリ等による健康づくりの活動（運動、食事、健診受診等）についてポイントを付与し、ポイントに応じたインセンティブ（商品やデジタルギフト等）と交換するもので、いわゆる健康ポイント制度等が保険者、企業等で実施されてきている。今後は、疾病予防や健康づくりなどを進めるため、2023年度から開始したPepUP等の健康インセンティブの登録・利用者を増加させることを目的とする（本部で別途検討）。

### 2 これまでの実施状況等

#### （1）実施状況

<本部一括実施のインセンティブ事業>

2018年度～2022年度まではQUPi0+を利用しており、2023年度からはPepUpを導入した。2022年度の登録者数は、13,702名。

<ミリオンウォーク事業>

組合員及び20歳以上の被扶養者を対象に実施。

図表 6-16-1 ミリオンウォーク参加者数

2022年	参加者数（名）		
	全体	組合員	被扶養者
Aコース(100万歩)	596	560	36
Bコース(80万歩)	283	246	37
合計	879	806	73

<検診結果の提供者へのインセンティブ>

特定健診の受診券を利用せず、勤務先やかかりつけ医での受診結果を提供した被扶養者及び任意継続組合員に対して、謝礼品を支給。2022年度実績は31名。

#### （2）課題と見直しの方向性

<本部一括実施のインセンティブ事業>

登録数や利用数を更に増やす必要があるため、本部においてPepUpの内容について適宜必要な見直しを行う。

### 3 実施内容（第3期における計画）

以下のとおり、これまでの保健事業を継続する。

#### <本部一括実施のインセンティブ事業>

##### (1) 実施機関

株式会社 JMDC（本部契約）

##### (2) 実施項目

株式会社 JMDC の PepUp を利用した Web による個別性の高い健康情報の提供

##### (3) 実施時期

通年

#### <ミリオンウォーク事業>

##### (1) 実施機関

当支部

##### (2) 実施項目

4か月の実施期間内に合計歩数 100 万歩または 80 万歩を目標にウォーキングを実施。合計歩数によって達成した組合員（任意継続組合員を除く）及び被扶養者（20 歳以上）には、達成したコース別に記念品（商品券等）を贈呈。

また、車椅子での参加者は車椅子を自走した距離 70 c m を 1 歩として換算し、距離に応じた歩数とする。

##### (3) 実施時期

10 月～1 月までの 4 か月間

#### <健診結果の提供者へのインセンティブ>

##### (1) 実施機関

当支部

##### (2) 実施項目

ア 対象者

- ①勤務先で受診した健康診断結果を提出した被扶養者及び任意継続組合員。
- ②かかりつけ医での定期検査を受けた被扶養者及び任意継続組合員。

イ 謝礼品支給要件

- ①特定健診の受診券を使っていないこと。
- ②当年4月～翌年2月までの期間で受けた結果であること。
- ③特定健診の標準項目である検査結果及び問診項目を全て満たすこと。

ウ 実施内容

特定健診の受診券を利用せず、勤務先やかかりつけ医での受診結果を提供した被扶養者及び任意継続組合員に対して、謝礼品を支給。

**(3) 実施時期**

通年（謝礼品の支給は3月）

**4 評価指標と目標値**

**(1) アウトカム (成果)**

図表 6-16-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2023 年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
健康インセンティブ獲得率 (%) ※	8.6	前年度比横ばい、または増加					
ミリオンウォーク事業達成率 (%)	56.8	56.8	57.8	58.8	59.8	60.8	61.8

※PepUp 登録者の一覧とポイント付与の一覧の取得タイミングが異なるため、インセンティブ獲得率が 100%を超えることがある。

**(2) アウトプット (実績)**

図表 6-16-3 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2023 年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
PepUP 登録率 (%)	14.2	前年度比横ばい、または増加					
ミリオンウォーク参加者数 (名)	1,300	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550

## 第17 事業主との連携・コラボヘルス（重点★）

### 1 目的

事業主との連携・コラボヘルスは、保険者が単独での事業実施が困難な場合等に保健事業の実効性を挙げる方法として重要である。コラボヘルスの内容については多岐に渡るが、40歳未満の事業主健診結果の提供、特定保健指導への協力、事業主による受動喫煙対策やメンタルヘルス対策などとの連携等、当組合において実施する基本保健事業の全てに関わる。特に、他の医療保険者に比較して、当組合では、知事部局である事業主との連携・コラボヘルスがとりやすい状況にある。効果的かつ効率的な保健事業を行うため、コラボヘルスをさらに推進する。

### 2 これまでの実施状況等

#### (1) 実施状況

- ア 事業主と支部での情報共有  
健診やレセプトのデータ（集計データ）を活用して事業主と支部で情報を共有している。
- イ データヘルス委員会の実施  
事業主と連携したデータヘルス計画の検討を実施している。
- ウ 事業主と共同、または役割分担を明確にした連携しての保健事業の実施  
人間ドック事業やメンタルヘルス研修会の開催等
- エ 就業時間中の特定保健指導  
実施している
- オ 定期健康診断後の事業主との連携
  - ①定期健康診断の事後措置としての保健指導との連携を実施している。
  - ②事業主の所属所経由で健診未受診者や指導未実施者への声掛けを実施している
- カ 事業主側の産業保健職（産業医・健康管理医や産業保健師等）との連携  
特定保健指導対象と産業医や産業保健師面談の対象として重複している組合員がいる場合は、情報を共有し特定保健指導を優先して実施している。

- キ 特定保健指導の職専免について  
就業規則で特定保健指導を職専免で位置づけている

## (2) 課題と見直しの方向性

「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」を事業主（各任命権者）と交わし、健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導、高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨を所属長経由で実施しており、連携の強化を目指す。

## 3 実施内容（第3期における計画）

### (1) 実施機関

事業主（各任命権者）と「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」を締結している。

### (2) 実施項目

- ア 健診やレセプトのデータ（集計データ）を活用して事業主と支部で情報を共有する。
- イ データヘルス実行委員会で、事業主と連携したデータヘルス計画の検討を実施する。
- ウ 事業主と共同、または役割分担を明確にして連携による保健事業を実施する。
- エ 就業時間中の特定保健指導を実施しており継続する。
- オ 定期健康診断の事後措置としての保健指導との連携を実施する。
- カ 事業主側の産業保健職（産業医・健康管理医や産業保健師等）との連携を実施する。
- キ 就業規則で特定保健指導を職専免で位置づけており継続する。
- ク 支部から事業主（所属長）経由で、健診未受診者や保健指導未実施者への受診勧奨を継続する。

### (3) 実施時期

健診結果の提出に基づき実施

## 4 評価指標と目標値

### (1) アウトカム（成果）

アウトカムは設定しない。

### (2) アウトプット（実績）

アウトプットは設定しない。

## 第18 支部独自事業（がん検診等事業における脳検診）

### 1 目的

全国的にみると、脳血管疾患は主要な死因のうちの一つであり、また、脳卒中になった場合には、重い後遺症が残る場合が多いため、医療介護費も高額となる。そのため、無症候脳梗塞や無症候脳出血を検出し、危険因子を管理することで将来的な脳卒中発症を予防に取り組む。また、未破裂動脈瘤を検出し、早期的な処置を行うことで、将来のくも膜下出血の発症予防等にも取り組む。

### 2 これまでの実施状況等

#### （1）実施状況

当支部が実施する人間ドック受診者を除く組合員本人を対象に、疾病予防検診助成事業により、脳検診を受診した組合員へ助成を行っているが、2022年度において、脳健診の受診者はいなかった。また、人間ドックのオプション検査による脳検診の受診者については把握していない。

#### （2）課題と見直しの方向性（支部で記載）

疾病予防検診助成事業は助成額の限度額が決まっており、複数の検診を受診した場合自己負担額が高くなってしまうため、脳検診を受診するに至らないことが課題である。

そのため、「がん検診等事業」において、検診項目に脳検診を含めて新たに事業を実施する。また、当支部の実施する人間ドック事業においても、組合員等が受診したオプション項目のうち、脳検診について、契約する実施機関からの報告を受けることとする。

### 3 実施内容（第3期における計画）（支部で記載）

#### <がん検診等事業に含めて実施>

#### （1）実施機関

当支部が契約する実施機関（8機関）

#### （2）実施項目

ア 対象者

当支部の実施する人間ドック受診者を除く組合員（任意継続組合員を除く）。

イ 検査項目

脳検診（頭部MRI，頭部MRA）

ウ 実施内容

契約する実施機関で受診した際、受診費用の一部を助成

**(3) 実施時期**

10月～1月

**4 評価指標と目標値**

**(1) アウトカム（成果）**

図表 6-18-1 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
脳疾患に係る一人当たり医療費（円）	404,875	前年度比横ばい、または減少					

**(2) アウトプット（実績）**

図表 6-16-2 支部目標

指 標	現状値	目標値					
	2022年	2024	2025	2026	2027	2028	2029
脳検診受診者数	0	50	50	50	50	50	50

**(3) プロセス（過程）及びストラクチャー（構造）**

ア 事業の実施方法

- ① 受診希望者は実施機関に予約後、電子申請サービスにて当支部へ受診申込を行う。
- ② 当支部から受診希望者に対し「受診許可証書」を送付。
- ③ 受診者は②を持参のうえ実施機関で受診
- ④ 実施機関が完了報告書及び検査結果を当支部へ提出。

## 第7章 公表・周知・協働

### 7.1 本計画の期間及び公表・周知

#### (1) 本計画の期間等

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。令和6年度から令和8年度までを前期、令和9年度から令和11年度までを後期に区分けし、令和9年度の後期開始時に向けた中間評価及び令和12年度からの第4期データヘルス計画の開始に向けた最終評価を実施することとする。

#### (2) 本計画の公表・周知

本計画は、支部における庁内LAN等に掲載し公表する。また、本計画の概要及び本部・支部が実施する個別の保健事業の普及等に関しては、リーフレット等をホームページに掲載するとともに、支部を通じて組合員等へ配付し、周知を図ることとする。

### 7.2 組織体制及び関係機関との協働

#### (1) 組織体制及び事業主との協働

本計画を推進するため、必要に応じて人員配置や組織改正等の所要の措置を講ずる等、支部における組織体制の強化を図るとともに、データヘルス計画研究会等の場を通じて関係者（事業主や専門職）との協働を図ることとする。

#### (2) その他関係機関との協働

##### 保険者協議会

「保険者協議会への参加について（平成18年12月4日付け地共保第168号事務局長通知）」に基づき、保険者協議会への参加及び分析結果を積極的に活用する。

##### 他の共済組合

地方公務員等共済組合法第3条に規定する、公立学校共済組合、警察共済組合及び市町村共済組合との情報交換等を通じて、地域の特性を把握する。

#### (3) 委託事業者等の活用

保健事業の委託に際しては、委託費及び委託により得られる成果との費用対効果の観点を踏まえ、事業内容及び委託事業者の決定や見直し等、適切に対応していく。

#### (4) 学術機関との協働

事業の評価・事業内容の見直し、本計画の見直し、糖尿病性腎症の重症化予防等の個人ごとの分析に基づく保健事業については、医学、公衆衛生学、疫学等の学術的な視点が必要であることから、適宜、本部と連携して事業の検討及び実施を図ることとする。

## 第8章 個人情報の保護

### 8.1 個人情報の保護

当組合が保有する組合員等の個人情報は、地方職員共済組合個人情報保護規程（平成17年地共規程第5号）及び支部の定める個人情報の保護に関する細則その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。また、外部委託する実施機関が一時的に保有する組合員等の個人情報は、当該外部委託する実施機関との契約により、厳重に管理させる。

### 8.2 データの保管年限

特定健康診査等のデータの保管年限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年間とする。診療報酬等明細書（レセプト）データ、組合員等の資格データの管理に当たっては、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の「短期給付等システム」を利用する。特定健康診査等のデータの管理に当たっては、健康保険組合連合会の「特定健康診査・特定保健指導共同処理システム」を利用する。

### 8.3 データの取扱い

当組合が保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、事業主である道府県との連携も踏まえ、「地方職員共済組合個人情報保護規程」、「地方職員共済組合の地方共済事務局及び本部支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則」、「地方職員共済組合サイバーセキュリティポリシー」、その他以下の最新の法令及びガイドライン等を遵守し、厳重に管理する。また、保健事業を委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の履行状況をチェックしていくこととする。

- ① 個人情報の保護に関する法律
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）
- ⑤ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A
- ⑥ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- ⑦ 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集（Q&A）
- ⑧ 匿名データの作成・提供に係るガイドライン
- ⑨ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

## 参考 1.後期高齢者支援金減算評価指標

本計画期間において厚生労働省が保険者の予防・健康づくりの取組を評価する後期高齢者支援金減算評価指標（総合評価指標 大項目 1～6）を記載する。

総合評価指標（大項目1） 特定健診・特定保健指導の実施（法定の義務）						
小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	特定健診・特定保健指導の実施率（実施率が基準値以上）	前年度の特定健診・特定保健指導の実施率の基準値 <sup>(※)</sup> をどちらも達成すること（未達成の場合は0点） (※)保険者種別ごとに基準値を設定 特定健診：単一健保・共済81%、総合健保等76.5%（保険者種別ごとの目標値の90%相当） 特定保健指導：単一健保・共済30%、総合健保等15%（保険者種別ごとの2019年度実績の平均値相当：単一健保：34.1%、共済：30.8%、総合14.8%） 【配点（整数値に四捨五入し、50点上限）】 $10 + (\text{前年度の特定健診の実施率} - \text{特定健診の基準値}) / (100\% - \text{特定健診の基準値}) \times 20 + (\text{前年度の特定保健指導の実施率} - \text{特定保健指導の基準値}) / (100\% - \text{特定保健指導の基準値}) \times 20$	NDB集計	-	○	10～50
②	被扶養者の特定健診・保健指導の実施率（基準値に対する達成率）	前年度の被扶養者の実施率の基準値 <sup>(※)</sup> に対する達成率を把握すること (※)保険者種別ごとに基準値を設定（被扶養者の基準値は、加入者全体の基準値とする） 特定健診：単一健保・共済81%、総合健保等76.5%（同上） 特定保健指導：単一健保・共済30%、総合健保等15%（同上） 【配点（整数値に四捨五入し、10点上限）】 前年度の被扶養者の特定健診の基準値に対する達成率×被扶養者の特定保健指導の基準値に対する達成率×10	NDB集計	-	-	1～10
③	肥満解消率	肥満解消率（前々年度から前年度の特定健診の2年連続受診者で、前々年度に服薬の有無を除いて腹囲・BMIで特定保健指導対象者のうち、前年度も服薬の有無を除いて腹囲・BMIで特定保健指導対象外の者の割合）が正の値であること 【配点（整数値に四捨五入し、20点上限）】 肥満解消率（%）×40	NDB集計	-	-	1～20

総合評価指標（大項目2） 要医療の者への受診勧奨、糖尿病等の重症化予防						
小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	個別に受診勧奨・受診の確認	特定健診結果から、医療機関への受診が必要な者を把握し、受診勧奨 <sup>(※)</sup> を実施し、一定期間経過後に、受診状況をレセプトで確認すること (※)「標準的な健診・保健指導プログラム」の具体的なフィードバックを参考に受診勧奨の情報提供を行う。	保険者申告	○	-	5
②	医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率	前年度の医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率の基準値（＝保険者種別ごとの平均値）を達成していること（未達成の場合は0点） 【配点（整数値に四捨五入し、10点上限）】 $5 + (\text{前年度の医療機関受診率} - \text{医療機関受診率の保険者種別の基準値}) / (100\% - \text{医療機関受診率の保険者種別の基準値}) \times 5$	NDB集計	○	-	5～10
③	糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組Ⅰ	以下の3つの基準の全てを満たす糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組を実施していること a. 対象者の抽出基準が明確であること（抽出基準に基づく対象者が0人である場合は取組達成とみなす） b. 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること（治療中の者に対して実施する場合は医療機関と連携すること） c. 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症等対象者の概数を把握していること	保険者申告	-	-	3
④	糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組Ⅱ	③の取組に加えて、以下の2つの取組を全てを実施していること d. 上記a.の抽出基準に基づき、全ての糖尿病等未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診が無い者には更に面談等を実施していること。 e. 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること	保険者申告	-	-	3
⑤	3疾患（高血圧症・糖尿病・脂質異常症）の状態コントロール割合	3疾患それぞれについて、前年度の予備群の状態コントロール割合 <sup>(※)</sup> の基準値を達成していること (※)状態コントロール割合の基準値：保険者種別ごとの平均値 【配点（それぞれ整数値に四捨五入し、9点上限）】 各疾患について以下の基準に基づく点数（各3点上限）の合計 $(\text{状態コントロール割合} - \text{状態コントロール割合の基準値}) / (100\% - \text{状態コントロール割合の基準値}) \times 3$	NDB集計	-	-	1～9

**総合評価指標（大項目3） 予防健康づくりの体制整備**

小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	PHRの体制整備	以下の3つの取組を全て実施していること a. 特定健診結果の閲覧用ファイルを月次で報告 b. 40歳未満の事業主健診データの事業主への提供依頼 c. 事業主を通じた情報発信や医療費通知の発送時等に、マイナンバーカードの被保険者証利用に係るメリットや初回登録の手順について周知・広報	保険者申告	○	○	5
②	コラボヘルスの体制整備	以下の4つの取組を全て実施していること a. 健康スコアリングレポート等を用いた事業主の経営者との健康課題の共有 b. 事業主と連携したDH計画や健康宣言の策定 c. 健康課題解決に向けた事業主と共同での（もしくは、役割分担を明確化し連携を行う）事業の実施 d. 就業時間中に特定保健指導が受けられるよう事業主による配慮がなされていること	保険者申告	○	○	5
③	退職後の健康管理の働きかけ	以下の2つの取組を全て実施していること a. 事業主の実施する退職者セミナー等で保険者が退職後の健康管理に関する情報提供を実施していること b. 自治体が発する保健事業の周知をする等、国保・後期に被保険者をバトタッチするための保健事業の周知協力の取組を実施していること	保険者申告	-	-	4

**総合評価指標（大項目4） 後発医薬品の使用促進、加入者の適正服薬を促す取組の実施状況**

小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	後発医薬品の理解促進、後発医薬品差額通知の実施、効果の確認	以下の2つの取組を全て実施していること a. 後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報提供 b. 後発医薬品の差額通知の事業を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか確認を実施	保険者申告	-	-	1
②	後発医薬品の使用割合（使用割合が基準値以上）	後発医薬品の使用割合の基準値 <sup>(※)</sup> を達成すること（未達成の場合は0点） （※1）後発医薬品の使用割合の基準値：80% （※2）上記①を充足しているが、当該保険者の責めに帰することができない事由によって基準値が達成できない場合には、個別に状況を助案する。 【配点（整数値に四捨五入し、6点上限）】 $3 + (\text{後発医薬品の使用割合} - \text{後発医薬品の使用割合の基準値}) / (100\% - \text{後発医薬品の使用割合の基準値}) \times 3$	NDB集計	○	○	3～6
③	加入者の適正服薬の取組の実施	以下の3つの取組を全て実施していること a. 抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に指導する等の取組を実施 b. 取組実施後、対象者の服薬状況や副作用の改善状況等を確認し、取組の実施前後で評価していること c. 取組内容について国への報告 <sup>(※)</sup> を行っていること （※）所定の報告様式に従い、支援金年度の翌年度の5月～6月頃に行う総合評価指標に関する実績報告の際に併せて提出すること	保険者申告	-	-	9

総合評価指標（大項目5） がん検診・歯科健診等の実施状況

小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	がん検診の実施状況	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの5種のがん検診を全て実施していること（対象者への補助、事業主や他保険者との共同実施を含む）	保険者申告	○	-	3
②	がん検診の結果に基づく受診勧奨	①で保険者が実施する各種がん検診の結果から、要精密検査となった者の精密検査受診率を把握すること 【配点（整数値に四捨五入し、10点上限）】 5 + 精密検査受診率 × 5	保険者集計	-	-	5～10
③	市町村が実施するがん検診の受診勧奨	健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診の受診を勧奨すること（対象者を把握し個別に勧奨、チラシ・リーフレット等による対象者への受診勧奨）	保険者申告	○	-	2
④	歯科健診・受診勧奨	以下の2つの取組を全て実施していること a. 歯科健診を実施していること（費用補助を含む） b. 特定健診の質問票や歯科健診の結果から対象者を設定し、歯科医療機関への受診勧奨を実施すること	保険者申告	○	-	8
⑤	歯科保健指導	特定健診の質問票や歯科健診の結果から対象者を設定し、歯科保健指導を実施すること	保険者申告	○	-	5
⑥	予防接種の実施	以下のいずれかの取組を実施していること a. 任意接種 <sup>(※)</sup> の各種予防接種の実施 (※) インフルエンザ・帯状疱疹・（公費負担にならない年齢の）子宮頸がんワクチン接種等 b. 各種予防接種を受けた加入者への補助	保険者申告	-	-	2

総合評価指標（大項目6） 加入者に向けた予防・健康づくりの働きかけ

小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	生活習慣改善のための事業及び喫煙対策事業の実施	生活習慣改善のための事業及び喫煙対策事業を実施し、特定健診の質問票等により効果検証を行うこと（運動習慣・食生活・睡眠習慣・飲酒習慣の改善事業及び喫煙対策事業のそれぞれについて、上記を達成することに1点）	保険者申告	-	-	1～5
②	運動習慣の改善	a. 前年度の適切な運動習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な運動習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
③	食生活の改善	a. 前年度の適切な食事習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な食事習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
④	睡眠習慣の改善	a. 前年度の適切な睡眠習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な睡眠習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
⑤	飲酒習慣の改善	a. 前年度の適切な飲酒習慣を有する者の割合が保険者種別ごとの平均値以上：3点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の適切な飲酒習慣を有する者の割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限3点）	NDB集計	○	-	1～3
⑥	喫煙対策	a. 前年度の実煙者割合が保険者種別ごとの平均値以上：5点 b. 上記を達成していない場合、前々年度から前年度の実煙者割合の上昇幅を得点とする。（整数値に四捨五入し、上限5点）	NDB集計	○	-	1～5
⑦	こころの健康づくり	こころの健康づくりのための事業 <sup>(※)</sup> を実施し、質問票等により効果検証を行うこと (※) 専門職による個別の相談体制の確保、こころの健康づくり教室等の開催等（メール・チラシ等の配布のみによる情報提供や働きかけは除く）	保険者申告	-	-	2
⑧	インセンティブを活用した事業の実施	以下の3つの取組を全て実施していること a. 加入者個人の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント等に応じてインセンティブを設ける等の事業を実施 b. 事業の実施後、当該事業が加入者の行動変容に繋がったかどうか、効果検証を行った上で、当該検証に基づき事業改善を行うなどPDCAサイクルで事業の見直しを実施 c. 取組内容について国への報告 <sup>(※)</sup> を行っていること (※) 所定の報告様式に従い、支援金年度の翌年度の5月～6月頃に行う総合評価指標に関する実績報告の際に併せて提出すること	保険者申告	○	-	6

## 参考 2.基本・重点保健事業の評価指標（アウトカム・アウトプット候補）

基本・重点保健事業については、組合全体での評価を実施するため、アウトカム・アウトプットを今後統一していくが、支部の保健事業の内容が異なることから、本計画作成時点では基本的に以下のアウトカム・アウトプット候補から選択している。なお、支部が以下にない独自のアウトカム・アウトプットを設定することも可能とする。

No	基本保健事業 ★重点事業	対象	評価指標（●は法定報告・NDBで評価）	
			アウトカム	アウトプット
健診・保健指導	1 特定健康診査 ★	組合員	●特定健診受診率（受診者数／対象者数）	・設定しない（事業主健診結果受領のため）
		被扶養者	●特定健診受診率（受診者数／対象者数）	・受診勧奨回数（年間〇回）
	2 特定保健指導 ★	組合員・被扶養者	<b>【短期】</b> ●特定保健指導実施者の翌年度改善率（分母のうち当年度特定保健指導の該当でなくなった者の数／前年度特定保健指導実施者数） ・腹囲2cm・体重2kg減の割合（実施者のうち腹囲2cm、体重2kgが減少した者の数／特定保健指導の実施者の数）  <b>【中長期】</b> ●特定保健指導の対象者割合（特定保健指導対象者数／特定健診受診者数）（2008年度からの減少）	●特定保健指導実施率（終了者数／対象者数） ●特定保健指導（動機付け支援）実施率（終了者数／対象者数） ●特定保健指導（積極的支援）実施率（終了者数／対象者数）
3 人間ドック	組合員・被扶養者	・設定しない（特定健康診査の指標を以て評価）	・補助・受診人数（人） ・人間ドックでの特定保健指導実施人数（人）	
重症化予防・疾病管理	4 糖尿病性腎症重症化予防 ★	組合員・被扶養者	<b>【短期】</b> ・保健指導プログラム実施者の医療機関受診者率（糖尿病での受診者数／プログラム実施者数） ・保健指導プログラム実施者の改善割合（運動・食事習慣改善者数／プログラム実施者数） ・HbA1c 8.0%以上の割合 ・HbA1c 8.0%以上のうち未治療者の割合 ・HbA1c 6.5%以上の割合 ・HbA1c 6.5%以上のうち未治療者の割合  <b>【中長期】</b> ・人工透析(新規含む)導入者数	・保健指導プログラム実施者数（〇人） ・保健指導プログラム実施率（終了者数／対象者数）
	5 医療機関受診勧奨（健診後） ★	組合員・被扶養者	<b>【短期】</b> ・速やかに受診を要する者の医療機関受診率（医療機関受診者数／対象者数） ・高血圧症の状態コントロール割合 ・糖尿病の状態コントロール割合 ・脂質異常症の状態コントロール割合 ・受診勧奨対象者の医療機関受診者率  <b>【中長期】</b> ・要医療者レベルの治療者率（医療機関受診者数／要医療者レベルの者の数）	・受診勧奨通知率（通知数／対象者数） ・保健指導実施率（実施者数／対象者数）

No	基本保健事業 ★重点事業	対象	評価指標（●は法定報告・NDBで評価）		
			アウトカム	アウトプット	
成果習慣・健康づくり	6	身体活動・運動に関する事業	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施の回答が「はい」の割合</li> <li>・日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施の回答が「はい」の割合</li> <li>・ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いの回答が「はい」の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体活動・運動に関する事業の参加者数（〇人）</li> <li>・身体活動・運動に関する健康教育やイベント等の開催回数（〇回）</li> </ul>
	7	食行動・栄養に関する事業	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と比較して食べる速度が速いの回答が「ふつう」または「遅い」の割合</li> <li>・就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上あるの回答が「いいえ」の割合</li> <li>・朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますかの回答が「ほとんど摂取しない」の割合</li> <li>・朝食を抜くことが週に3回以上ある」の回答が「いいえ」の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活・栄養に関する事業の参加者数（〇人）</li> <li>・身体活動・運動に関する健康教育やイベント等の開催回数（〇回）</li> </ul>
	8	受動喫煙防止・喫煙対策	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙率（本人）</li> <li>・喫煙率（被扶養者）</li> <li>・禁煙支援事業の禁煙成功率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙支援事業の参加者数（〇人）</li> <li>・健康教育等のイベントへの参加人数（〇人）</li> <li>・健康教育等のイベントの実施回数（〇回）</li> </ul>
	9	飲酒に関する事業	組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多量飲酒群」に該当しない者の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒に関する事業の参加人数（〇人）</li> <li>・飲酒に関する事業の開催回数（〇回）</li> </ul>
個別疾病対策	10	がん検診（胃、大腸、肺、乳、子宮頸）	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんによる死亡者数</li> <li>・がんの一人当たり医療費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診受診率（受診者数／対象者数）</li> <li>- 胃がん検診</li> <li>- 大腸がん検診</li> <li>- 肺がん検診</li> <li>- 乳がん検診</li> <li>- 子宮頸がん検診</li> <li>・精密検査受診率（受診者数／対象者数）</li> <li>- 胃がん検診</li> <li>- 大腸がん検診</li> <li>- 肺がん検診</li> <li>- 乳がん検診</li> <li>- 子宮頸がん検診</li> </ul> <p>※がん検診のデータを保有していない支部が多いため、まずは上記部位の1つでも評価</p>
	11	歯科に関する事業（歯科・歯周病健診、歯科保健指導等）	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要歯科受診者の歯科医療機関受診率</li> <li>・一人当たり歯科医療費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科口腔ケアの啓発回数（〇回）</li> <li>・歯科健診受診率（受診者数／対象者数）</li> <li>・歯科に関する教育やセミナーの開催回数（〇回）</li> </ul>
	12	こころの健康づくり（睡眠・休養含む）	組合員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な睡眠習慣の保有率</li> <li>・一人当たり精神疾患医療費</li> <li>・精神疾患を原因とする休職者数</li> <li>・精神疾患を原因とする休職者の復職者数</li> <li>・高ストレス者割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談件数（電話）</li> <li>・健康相談件数（対面）</li> <li>・ストレスチェック医師面接指導率</li> <li>・ストレスチェック受検率</li> <li>・復職支援人数</li> <li>・こころの健康に関する教育等の参加人数（〇人）</li> <li>・こころの健康に関する教育等の開催回数（〇回）</li> </ul>
	13	予防接種	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザによる欠勤者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種補助人数（〇人）</li> </ul>

	No	基本保健事業 ★重点事業	対象	評価指標 (●は法定報告・NDBで評価)	
				アウトカム	アウトプット
医療受診等適正化	14	後発（ジェネリック）医薬品普及促進	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>数量ベース利用率</li> <li>通知送付者変更率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知率</li> </ul>
	15	適正受診・服薬推進	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>重複受診割合</li> <li>頻回受診割合</li> <li>重複服薬割合</li> <li>多剤投与割合</li> <li>通知等による改善率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知率</li> <li>健康相談利用率</li> </ul>
体制	16	予防・健康づくりに向けたインセンティブ★	組合員・被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康インセンティブ獲得率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PepUP登録率</li> </ul>
	17	事業主との連携・コラボヘルス★	組合員	設定しない	設定しない